

| 番号   | 制度名  |
|------|--|
| 金融庁  |  |
| 金融01 | 自動発注サーバに係る非課税措置の創設                                       |
| 金融02 | 投資法人が買換特例等を適用した場合の導管性要件の判定式の見直し                          |
| 金融03 | 火災保険等に係る異常危険準備金制度の充実                                     |
| 金融04 | 企業再生税制による再生の円滑化を図るための措置の拡充                               |
| 金融05 | 「東日本大震災事業者再生支援機構」、「産業復興機構」が支援する事業再生に対する「企業再生税制」と同等の措置の適用 |
| 金融06 | 投資信託・投資法人法制の見直しに係る所要の措置（海外不動産関係）                         |
| 金融07 | 特定株式投資信託の収益の分配に係る受取配当等の益金不算入等の特例                         |
| 金融08 | 海外投資家振替社債利子等非課税制度の恒久化等                                   |

点検結果表（租税特別措置等に係る政策評価）

|     |  |                             |   |
|-----|--|-----------------------------|---|
| 制度名 | 自動発注サーバに係る非課税措置の創設                     | 府省名                         | 金融庁   |
| 税目  | 法人税、法人住民税、個人住民税、法人事業税、個人事業税            |                             |   |
| 区分  | <input checked="" type="checkbox"/> 新設 | <input type="checkbox"/> 拡充 | <input type="checkbox"/> 延長 <input type="checkbox"/> 事後 |

| 点検項目                   | 評価の実施状況   | 課題 |
|------------------------|---|----|
| 租税特別措置等の合理性            |   |    |
| ① 政策目的の根拠・政策体系での位置付け   | <input type="checkbox"/> 明らか <input checked="" type="checkbox"/> 明らかでない   | ※  |
| 租税特別措置等の有効性            |   |    |
| ③ 達成目標及び測定指標           | <input checked="" type="checkbox"/> 定量化 <input type="checkbox"/> 定性的記述 <input type="checkbox"/> 説明なし                                    | ○  |
| ⑥ 適用数等の将来予測            | <input type="checkbox"/> 定量化 <input type="checkbox"/> 定量化(根拠なし) <input type="checkbox"/> 定性的記述 <input checked="" type="checkbox"/> 予測なし | ○  |
| ⑧ 減収額の将来予測             | <input type="checkbox"/> 定量化 <input checked="" type="checkbox"/> 定量化(根拠なし) <input type="checkbox"/> 予測なし                                | ○  |
| ⑩ 租特の効果・達成目標の実現状況の将来予測 | <input type="checkbox"/> 予測あり <input checked="" type="checkbox"/> 予測なし  | ○  |
| ⑫ 税収減是認の効果の将来見込み       | <input type="checkbox"/> 説明あり <input checked="" type="checkbox"/> 説明なし  | ○  |
| 租税特別措置等の相当性            |   |    |
| ⑬ 租特の手段をとる必要性・適切性      | <input checked="" type="checkbox"/> 説明あり <input type="checkbox"/> 説明なし  |    |
| ⑭ 他の政策手段との役割分担         | <input checked="" type="checkbox"/> 他の政策手段はない <input type="checkbox"/> 説明あり <input type="checkbox"/> 説明なし                               |    |

「○」：評価書の説明・分析に課題（疑問点・問題点等）があるもの。  
 「※」：点検過程における各府省からの補足説明（＜点検結果表の別紙＞参照）により課題が解消したもの。  
 「◎」：点検過程における各府省からの補足説明（＜点検結果表の別紙＞参照）により課題の一部が解消したもの（なお、「評価の実施状況」欄には評価書を踏まえた区分を、次の【課題の説明】欄には、評価書及び補足説明を踏まえた課題内容を記載していることから、両者の内容が一致しない場合がある。）。

【課題の説明】

政策目的に向けた手段としての「有効性」について説明・分析が不十分

(1) 以下のとおり、本租税特別措置等の検証を行うための達成目標及び測定指標について説明が不足している。

③ 本租税特別措置等の達成目標（日本国内に自動発注サーバを設置し、有価証券等の売買を行う海外投資家の増加による、市場の流動性の拡大や金融・IT関連サービスの拡大）については、目標値及び達成時期が設定されておらず、どの時点でどのような状況になれば達成されたといえるのか不明であるため、その効果の検証が困難であることから、達成目標について目標値及び達成時期を設定する必要がある。

・ 本租税特別措置等の効果を把握するために設定されている測定指標（証券取引所の注文件数、約定件数、売買代金に占める自動発注サーバ経由の注文等の割合）は、国内投資家による自動発注サーバ経由の注文等の増加、国内外の経済状況等、他の要因の影響を大きく受けるものである。このため、本租税特別措置等が目標の達成にどの程度寄与するのかが明らかではなく、その効果の検証が困難であることから、租税特別措置等の効果を測ることができるより適切な測定指標を設定するか、又は、あらかじめ他の外部要因の影響度等を明らかにする必要がある。

(2) 以下のとおり、税収減を是認するような有効性（費用対効果）の説明が不足している。

[将来の見込み]

⑫ 将来において、税収減を是認するような効果が発現するのかがについて説明されていないため、本租税特別措置等の税収減を是認するような効果の見込みについて、減収額と達成目標の実現状況を用いて説明する必要がある。

また、税収減を是認する効果の見込みについて説明するために用いる次の点検項目についても説明が不足している。

⑥ 本租税特別措置等の適用数の将来推計が予測されていないため、分析対象期間における適用数の見込みについて、算定根拠を明らかにし、説明する必要がある。

⑧ 本租税特別措置等の減収額の将来推計についての算定根拠が不明なため、分析対象期間内の減収額の見込みについて算定に用いた数値、計算式及びその根拠を示して説明する必要がある。

⑩ 本租税特別措置等の効果・達成目標の実現状況について予測されていないため、当該効果・達成目標の実現状況の見込みを明らかにする必要がある。

注1 補助金等の政策手段と比した「相当性」については、説明・分析に不十分な点は認められない。

注2 背景にある政策の今日的な「合理性」については、評価書の説明では課題がみられたものの、点検過程で新たに示された＜点検結果表の別紙＞の説明も踏まえると、その説明・分析に不十分な点は認められない。

## &lt;点検結果表の別紙&gt;

## 課題のみられた点検項目に関し点検過程で新たに示された説明

- ① 政策目的の根拠・政策体系での位置付け（評価書中7①《政策目的の根拠》欄への補足説明）  
本施策は市場取引の活性化を図るものであり、政策体系の中では活力のある市場を構築し、円滑な金融等を実現することに対応するものである。

## 租税特別措置等に係る政策の事前評価書

|   |                      |  |
|---|----------------------|--|
| 1 | 政策評価の対象とした租税特別措置等の名称 | 自動発注サーバに係る非課税措置の創設<br>(国税7)(法人税:義)<br>(地方税2)(法人住民税:義、個人住民税:外、法人事業税:義、個人事業税:外)  |
| 2 | 要望の内容                | 有価証券等の売買を自動的に発注するサーバ（以下「自動発注サーバ」という。）を恒久的施設に含まれないものとする。  |
| 3 | 担当部局                 | 金融庁総務企画局政策課総合政策室   |
| 4 | 評価実施時期               | 平成24年9月  |
| 5 | 租税特別措置等の創設年度及び改正経緯   | 新設要望である。   |
| 6 | 適用又は延長期間             | 恒久措置とする。   |
| 7 | 必要性等                 | ① 政策目的及びその根拠<br>《租税特別措置等により実現しようとする政策目的》<br>海外投資家による自動発注サーバを通じた有価証券等の売買を増加させることにより、市場の流動性の拡大や金融・IT関連サービスの拡大を図ること。<br>《政策目的の根拠》<br>「日本再生戦略」(平成24年7月31日付閣議決定)94頁中「2020年までに実現すべき成果目標」のうち「総合的な取引所において、世界から資金を呼び込み、取引所順位アジアトップを目指す」   |
|   |                      | ② 政策体系における政策目的の位置付け<br>Ⅲ-2 市場機能の強化のための制度・環境整備  |
|   |                      | ③ 達成目標及び測定指標<br>《租税特別措置等により達成しようとする目標》<br>自動発注サーバを我が国に設置して有価証券等の売買を行いたい海外投資家により活用されることによる、市場の流動性の拡大や金融・IT関連サービスの拡大<br>《租税特別措置等による達成目標に係る測定指標》<br>証券取引所の注文件数、約定件数、売買代金に占める自動発注サーバ経由の注文等の割合<br>《政策目的に対する租税特別措置等の達成目標実現による寄与》<br>我が国の市場の魅力を上向きさせるためには、市場の流動性の拡大や金融・IT関連サービスの拡大を図ることが重要である。そのためには、自動発注サーバを通じた海外投資家による有価証券等の売買を増加させることが必要である。 |
| 8 | 有効性等                 | ① 適用数等<br>自動発注サーバを我が国に設置して有価証券等の売買を行いたい海外投資家により活用されることが見込まれる。  |

|    |                    |                      |  |
|----|--------------------|----------------------|--|
|    |                    | ② 減収額                | —  |
|    |                    | ③ 効果・達成目標の実現状況       | <p>《政策目的の実現状況》(分析対象期間:平成25年4月～平成28年3月)<br/>自動発注サーバを我が国に設置して有価証券等の売買を行いたい海外投資家により活用されることにより、市場の流動性の拡大や金融・IT関連サービスの拡大が見込まれる。</p> <p>《租税特別措置等による効果・達成目標の実現状況》(分析対象期間:平成25年4月～平成28年3月)<br/>自動発注サーバを通じた取引の活発化が図られることにより、我が国の証券市場等における取引件数、取引金額の増加が見込まれる。</p> <p>《租税特別措置等が新設、拡充又は延長されなかった場合の影響》(分析対象期間:平成25年4月～平成28年3月)<br/>当該要望が認められなければ、外国法人による取引が縮小し(縮小部分は外国市場に逃げることになり)、我が国の証券市場等の「地盤沈下」につながる可能性がある。</p> <p>《税収減を是認するような効果の有無》(分析対象期間:平成25年4月～平成28年3月)<br/>税収減はないと見込まれる。</p> |
| 9  | 相当性                | ① 租税特別措置等によるべき妥当性等   | イギリス、香港といった金融先進国において実質的に導入されている措置である。  |
|    |                    | ② 他の支援措置や義務付け等との役割分担 | 他の支援措置や義務付け等はない。   |
|    |                    | ③ 地方公共団体が協力する相当性     | 海外投資家による自動発注サーバを通じた有価証券等の売買を増加させることにより、地方公共団体においても金融・IT関連サービスの拡大が見込まれるため、相当である。  |
| 10 | 有識者の見解             |                      | なし   |
| 11 | 前回の事前評価又は事後評価の実施時期 |                      | なし   |



点検結果表（租税特別措置等に係る政策評価）

|     |                                 |  |   |
|-----|---------------------------------|--|---|
| 制度名 | 投資法人が買換特例等を適用した場合の導管性要件の判定式の見直し | 府省名                                    | 金融庁   |
| 税目  | 法人税、法人住民税、法人事業税                 |  |   |
| 区分  | <input type="checkbox"/> 新設     | <input checked="" type="checkbox"/> 拡充 | <input type="checkbox"/> 延長 <input type="checkbox"/> 事後 |

| 点検項目                   | 評価の実施状況                                  |   |   | 課題 |
|------------------------|--|---|---|----|
| 租税特別措置等の合理性            |  |   |   |    |
| ① 政策目的の根拠・政策体系での位置付け   | <input checked="" type="checkbox"/> 明らか  | <input type="checkbox"/> 明らかでない               |   |    |
| ② 所期の目標が達成していない状況      | <input type="checkbox"/> 達成されていない        | <input type="checkbox"/> 達成されている              | <input checked="" type="checkbox"/> 説明なし                                | ○  |
| 租税特別措置等の有効性            |  |   |   |    |
| ③ 達成目標及び測定指標           | <input checked="" type="checkbox"/> 定量化  | <input type="checkbox"/> 定性的記述                | <input type="checkbox"/> 説明なし   | ◎  |
| ④ 適用数等の実績把握            | <input checked="" type="checkbox"/> 定量化  | <input type="checkbox"/> 定量化(根拠なし)            | <input type="checkbox"/> 定性的記述 <input type="checkbox"/> 把握なし            | ※  |
| ⑤ 僅少・偏りのない状況           | <input type="checkbox"/> 説明あり            |   | <input checked="" type="checkbox"/> 説明なし                                | ※  |
| ⑥ 適用数等の将来予測            | <input type="checkbox"/> 定量化             | <input type="checkbox"/> 定量化(根拠なし)            | <input type="checkbox"/> 定性的記述 <input checked="" type="checkbox"/> 予測なし | ○  |
| ⑦ 減収額の実績把握             | <input type="checkbox"/> 定量化             | <input checked="" type="checkbox"/> 定量化(根拠なし) | <input type="checkbox"/> 把握なし   | ○  |
| ⑧ 減収額の将来予測             | <input type="checkbox"/> 定量化             | <input checked="" type="checkbox"/> 定量化(根拠なし) | <input type="checkbox"/> 予測なし   | ○  |
| ⑨ 租特の効果・達成目標の実現状況の実績把握 | <input type="checkbox"/> 把握あり            |   | <input checked="" type="checkbox"/> 把握なし                                | ○  |
| ⑩ 租特の効果・達成目標の実現状況の将来予測 | <input checked="" type="checkbox"/> 予測あり |   | <input type="checkbox"/> 予測なし   | ◎  |
| ⑪ 税収減是認の効果の実績確認        | <input type="checkbox"/> 説明あり            |   | <input checked="" type="checkbox"/> 説明なし                                | ○  |
| ⑫ 税収減是認の効果の将来見込み       | <input type="checkbox"/> 説明あり            |   | <input checked="" type="checkbox"/> 説明なし                                | ○  |
| 租税特別措置等の相当性            |  |   |   |    |
| ⑬ 租特の手段をとる必要性・適切性      | <input checked="" type="checkbox"/> 説明あり |   | <input type="checkbox"/> 説明なし   | ※  |
| ⑭ 他の政策手段との役割分担         | <input type="checkbox"/> 他の政策手段はない       | <input type="checkbox"/> 説明あり                 | <input checked="" type="checkbox"/> 説明なし                                | ※  |

「○」：評価書の説明・分析に課題（疑問点・問題点等）があるもの。  
 「※」：点検過程における各府省からの補足説明（＜点検結果表の別紙＞参照）により課題が解消したもの。  
 「◎」：点検過程における各府省からの補足説明（＜点検結果表の別紙＞参照）により課題の一部が解消したもの。（なお、「評価の実施状況」欄には評価書を踏まえた区分を、次の【課題の説明】欄には、評価書及び補足説明を踏まえた課題内容を記載していることから、両者の内容が一致しない場合がある。）

【課題の説明】

- 背景にある政策の今日的な「合理性」について説明・分析が不十分
  - 前回要望時における本租税特別措置等により達成しようとする目標及びその達成状況が説明されていないため、所期の目標を示した上で、本租税特別措置等を引き続き実施する合理性を明らかにする必要がある。
- 政策目的に向けた手段としての「有効性」について説明・分析が不十分
  - 以下のとおり、本租税特別措置等の検証を行うための達成目標について説明が不足している。
    - 本租税特別措置等の達成目標（投資法人が物件売却による資金を買換え・建替え等の資金として有効に活用できる環境を整備することにより、多様な資金調達・運用の機会を提供すること）については、目標値及び達成時期が設定されておらず、どの時点でどのような状況になれば達成されたといえるのか不明であるため、その効果の検証が困難であることから、達成目標について目標値及び達成時期を設定する必要がある。
  - 以下のとおり、税収減を是認するような有効性（費用対効果）の説明が不足している。
 

[過去の実績]

    - 過去において、税収減を是認するような効果が発現したのかについて説明されていないため、本租税特別措置等の税収減を是認するような効果について、減収額と達成目標の実現状況を用いて説明する必要がある。
    - また、税収減を是認するような効果について説明するために用いる次の点検項目についても説明が不足している。
      - 本租税特別措置等の減収額の過去の実績についての算定根拠が不明なため、分析対象期間内の減収額の実態について算定に用いた数値、計算式及びその根拠を示して説明する必要がある。
      - 本租税特別措置等の効果・達成目標の実現状況について把握されていないため、当該効果・達成目標の実現状況の実態を明らかにする必要がある。

[将来の見込み]

    - 将来において、税収減を是認するような効果が発現するのかについて説明されていないため、本租税特別措置等の税収減を是認するような効果の見込みについて、減収額と達成目標の実現状況を用いて説明する必要がある。
    - また、税収減を是認する効果の見込みについて説明するために用いる次の点検項目についても説明が不足している。
      - 本租税特別措置等の適用数の将来推計が予測されていないため、分析対象期間における適用数の見込みについて、算定根拠を明らかにし、説明する必要がある。
      - 本租税特別措置等の減収額の将来推計についての算定根拠が不明なため、分析対象期間内の減収額の見込みについて算定に用いた数値、計算式及びその根拠を示して説明する必要がある。
      - 本租税特別措置等の効果を把握するために、定量的な測定指標（投資法人の圧縮記帳の適用実績）が設定されているところ、本租税特別措置等の効果・達成目標の実現状況の将来予測について、定量的に予測されていないため、本租税特別措置等

による効果・達成目標の実現状況の将来予測について、測定指標を用いて定量的に説明する必要がある。

注 補助金等他の政策手段と比した「相当性」については、評価書の説明では課題がみられたものの、点検過程で新たに示された<点検結果表の別紙>の説明も踏まえると、その説明・分析に不十分な点は認められない。

#### <点検結果表の別紙>

#### 課題のみられた点検項目に関し点検過程で新たに示された説明

- ③ 達成目標及び測定指標の設定（評価書中7③<<租税特別措置等による達成目標に係る測定指標>>欄への補足説明）  
本件要望は、投資法人につき、圧縮記帳の適用を通じて資金調達を多様化し（内部留保による買換え資金の確保のこと）、物件の買換えを後押しする要望である。そのため、「投資法人の圧縮記帳の適用実績額」というのが、投資法人が内部留保し買換え資金として用いた金額と一致するため、測定指標として適切である。
- ④ 適用数等の実績把握（評価書中8①「適用数等」欄への補足説明）  
平成24年7月末 上場投資法人35社  
平成23年7月末 上場投資法人37社  
なお、上場投資法人は、全て導管性要件を満たしている。なお、上場準備段階の投資法人については、通常、導管性要件を満たしていない。
- ⑤ 僅少・偏りのない状況（評価書中8①「適用数等」欄への補足説明）  
過去の実績について、適用数等が想定外に僅少であったり、想定外に特定の者に偏っているという状況はない。
- ⑩ 租税特別措置等の効果・達成目標の実現状況の将来予測（評価書中8③<<租税特別措置等による効果・達成目標の実現状況>>欄への補足説明）  
③に記載のとおり、「圧縮記帳の適用実績」は、測定指標として適切である。
- ⑬ 租特の手段をとる必要性・適切性（評価書中9①「租税特別措置等によるべき妥当性等」欄への補足説明）  
資金調達の多様化のために、補助金という手段は不適切であると考え。一方、投資法人における内部留保という形による資金留保（調達）は、税務上の導管性要件により制約されていることから、租税特別措置の改正により対応する必要がある。
- ⑭ 他の政策手段との役割分担（評価書中9②「他の支援措置や義務付け等との役割分担」欄への補足説明）  
他の政策手段はなし。

租税特別措置等に係る政策の事前評価書

|   |                      |  |
|---|----------------------|--|
| 1 | 政策評価の対象とした租税特別措置等の名称 | 投資法人が買換特例等を適用した場合の導管性要件の判定式の見直し<br>(国税15)(法人税:義)<br>(地方税13)(法人住民税:義、法人事業税:義)   |
| 2 | 要望の内容                | 投資法人が買換特例等を適用した場合について、導管性要件(支払配当を損金算入するための要件)である利益の90%超配当要件の見直しを行うこと(拡充)。  |
| 3 | 担当部局                 | 金融庁総務企画局政策課総合政策室   |
| 4 | 評価実施時期               | 平成24年8月  |
| 5 | 租税特別措置等の創設年度及び改正経緯   | 投資法人に係る課税の特例は平成10年度に創設された。<br>平成20年度改正で機関投資家要件の拡充が行われた。<br>平成21年度改正で90%超配当支払要件等の拡充が行われた。<br>平成23年度改正で国内50%超募集要件の見直しが行われた。  |
| 6 | 適用又は延長期間             | 恒久措置とする。   |
| 7 | 必要性等                 | ① 政策目的及びその根拠<br>《租税特別措置等により実現しようとする政策目的》<br>投資法人のファイナンス方法を多様化することにより、保有物件の買換えを促進し、不動産投資市場の活性化を図るとともに、資産デフレからの脱却を図る。<br>《政策目的の根拠》<br>日本再生戦略 ～フロンティアを拓き、「共創の国」へ～(平成24年7月31日閣議決定)(抜粋)<br>「Jリート市場の活性化や不動産証券化手法の拡充のための制度整備等を通じた不動産投資市場の活性化により、資産デフレからの脱却を図る。」<br>「財務基盤安定に向けた資金調達手段多様化等の検討」<br>「保有不動産の買換え促進策の検討」 |
|   |                      | ② 政策体系における政策目的の位置付け<br>1-2 我が国金融システムの安定性を確保するための制度・環境整備  |
|   |                      | ③ 達成目標及び測定指標<br>《租税特別措置等により達成しようとする目標》<br>投資法人が物件売却による資金を買換え・建て替え等の資金として有効に活用できる環境を整備することにより、多様な資金調達・運用の機会を提供すること。<br>《租税特別措置等による達成目標に係る測定指標》<br>投資法人の圧縮記帳の適用実績。   |

|    |                    |                      |   |
|----|--------------------|----------------------|---|
|    |                    |                      | 《政策目的に対する租税特別措置等の達成目標実現による寄与》<br>多様な資金調達・運用の機会を提供することにより、投資法人による物件の買換えを促進し、不動産投資市場の活性化、資産デフレからの脱却に寄与。   |
| 8  | 有効性等               | ① 適用数等               | 上場投資法人35社(24年7月末)   |
|    |                    | ② 減収額                | —   |
|    |                    | ③ 効果・達成目標の実現状況       | 《政策目的の実現状況》(分析対象期間:平成19年4月～平成24年3月)<br>投資法人について、買換特例等を適用する場合に利益の90%超配当要件を満たしやすくなることにより、売却物件の譲渡益を買換え・建て替え等の資金として有効に活用することが可能になる。<br><br>《租税特別措置等による効果・達成目標の実現状況》(分析対象期間:平成19年4月～平成24年3月)<br>投資法人について、買換特例等を適用する場合に利益の90%超配当要件を満たしやすくなることにより、圧縮記帳の適用実績が増える見込み。<br><br>《租税特別措置等が新設、拡充又は延長されなかった場合の影響》<br>投資法人が物件売却による資金を買換え・建て替え等の資金として有効に活用することが引き続き制約される。<br><br>《税収減を是認するような効果の有無》<br>税収減は生じないと考えられる。 |
| 9  | 相当性                | ① 租税特別措置等によるべき妥当性等   | 買換特例等により課税繰延が認められる譲渡益については、利益の90%超配当要件の判定において配当可能利益から控除し、内部留保を可能とすることで、資金の調達方法が多様化され、不動産投資市場の活性化が図られる。  |
|    |                    | ② 他の支援措置や義務付け等との役割分担 | —   |
|    |                    | ③ 地方公共団体が協力する相当性     | 税収減は生じないと考えられるので、相当である。   |
| 10 | 有識者の見解             | —                    |   |
| 11 | 前回の事前評価又は事後評価の実施時期 | 平成23年8月              |   |





点検結果表（租税特別措置等に係る政策評価）

|     |                             |  |   |
|-----|-----------------------------|--|---|
| 制度名 | 火災保険等に係る異常危険準備金制度の充実        | 府省名                                    | 金融庁   |
| 税目  | 法人税、法人住民税                   |  |   |
| 区分  | <input type="checkbox"/> 新設 | <input checked="" type="checkbox"/> 拡充 | <input type="checkbox"/> 延長 <input type="checkbox"/> 事後 |

| 点検項目                   | 評価の実施状況                                  |   |   | 課題 |
|------------------------|--|---|---|----|
| 租税特別措置等の合理性            |  |   |   |    |
| ① 政策目的の根拠・政策体系での位置付け   | <input checked="" type="checkbox"/> 明らか  | <input type="checkbox"/> 明らかでない               |   |    |
| ② 所期の目標が達成していない状況      | <input type="checkbox"/> 達成されていない        | <input type="checkbox"/> 達成されている              | <input checked="" type="checkbox"/> 説明なし                                | ※  |
| 租税特別措置等の有効性            |  |   |   |    |
| ③ 達成目標及び測定指標           | <input checked="" type="checkbox"/> 定量化  | <input type="checkbox"/> 定性的記述                | <input type="checkbox"/> 説明なし   | ◎  |
| ④ 適用数等の実績把握            | <input type="checkbox"/> 定量化             | <input type="checkbox"/> 定量化(根拠なし)            | <input type="checkbox"/> 定性的記述 <input checked="" type="checkbox"/> 把握なし | ※  |
| ⑤ 僅少・偏りのない状況           | <input type="checkbox"/> 説明あり            |   | <input checked="" type="checkbox"/> 説明なし                                | ※  |
| ⑥ 適用数等の将来予測            | <input type="checkbox"/> 定量化             | <input type="checkbox"/> 定量化(根拠なし)            | <input type="checkbox"/> 定性的記述 <input checked="" type="checkbox"/> 予測なし | ※  |
| ⑦ 減収額の実績把握             | <input type="checkbox"/> 定量化             | <input type="checkbox"/> 定量化(根拠なし)            | <input checked="" type="checkbox"/> 把握なし                                | ◎  |
| ⑧ 減収額の将来予測             | <input type="checkbox"/> 定量化             | <input checked="" type="checkbox"/> 定量化(根拠なし) | <input type="checkbox"/> 予測なし   | ◎  |
| ⑨ 租特の効果・達成目標の実現状況の実績把握 | <input checked="" type="checkbox"/> 把握あり |   | <input type="checkbox"/> 把握なし   | ○  |
| ⑩ 租特の効果・達成目標の実現状況の将来予測 | <input type="checkbox"/> 予測あり            |   | <input checked="" type="checkbox"/> 予測なし                                | ○  |
| ⑪ 税収減是認の効果の実績確認        | <input checked="" type="checkbox"/> 説明あり |   | <input type="checkbox"/> 説明なし   | ◎  |
| ⑫ 税収減是認の効果の将来見込み       | <input type="checkbox"/> 説明あり            |   | <input checked="" type="checkbox"/> 説明なし                                | ○  |
| 租税特別措置等の相当性            |  |   |   |    |
| ⑬ 租特の手段をとる必要性・適切性      | <input checked="" type="checkbox"/> 説明あり |   | <input type="checkbox"/> 説明なし   | ○  |
| ⑭ 他の政策手段との役割分担         | <input type="checkbox"/> 他の政策手段はない       | <input checked="" type="checkbox"/> 説明あり      | <input type="checkbox"/> 説明なし   |    |

「○」：評価書の説明・分析に課題（疑問点・問題点等）があるもの。  
 「※」：点検過程における各府省からの補足説明（＜点検結果表の別紙＞参照）により課題が解消したもの。  
 「◎」：点検過程における各府省からの補足説明（＜点検結果表の別紙＞参照）により課題の一部が解消したもの。（なお、「評価の実施状況」欄には評価書を踏まえた区分を、次の【課題の説明】欄には、評価書及び補足説明を踏まえた課題内容を記載していることから、両者の内容が一致しない場合がある。）

【課題の説明】

- 1 政策目的に向けた手段としての「有効性」について説明・分析が不十分
- (1) 以下のとおり、本租税特別措置等の検証を行うための測定指標について説明が不足している。
- ③ 本租税特別措置等の効果を把握するために設定されている測定指標（損害保険会社における異常危険準備金積立残高等）は、保険業法（平成7年法律第105号）によって積立てが義務付けられており、当該測定指標では本租税特別措置等の効果の測定が困難であるため、本租税特別措置等が目標値にどの程度寄与しているのかが明らかでなく、その効果の検証が困難である。
- (2) 以下のとおり、税収減を是認するような有効性（費用対効果）の説明が不足している。
- [過去の実績]
- ⑪ 減収額と効果を対比して説明しているが、本項目を説明するための前提となる次の点検項目について、説明不足の点があるため、過去における税収減を是認するような効果を適切に分析し、説明する必要がある。
- ⑦ 本租税特別措置等の減収額の過去（平成21年度～23年度）の実績についての算定根拠が不明なため、分析対象期間内の減収額の実態について算定に用いた数値、計算式及びその根拠を示して説明する必要がある。
- ⑨ 本租税特別措置等の効果・達成目標（損害保険会社が、巨大災害発生時においても保険金の支払を円滑かつ確実に行うことができるような水準まで、異常危険準備金を早期に積み立てること）の実現状況について、「平成23年度末の異常危険準備金積立残高（無税分）は、・・・1,643億円（積立残高率：正味収入保険料の9.6%）となっており、平成21年度（前回要望時）から、2,775億円減少し、積立残高率が15.9%下降している。経営の健全性の観点から必要とされる異常危険準備金の積立残高は、27,341億円（正味収入保険料の160%）であり、平成23年度末の残高からすると、・・・準備金残高を早急に回復させる必要がある。」と説明しているが、本租税特別措置等が目標の達成にどの程度寄与するのかが明らかでない測定指標（③参照）を用いているため、適切な測定指標を用いて、本租税特別措置等による効果・達成目標の実現状況を説明する必要がある。
- [将来の見込み]
- ⑫ 将来において、税収減を是認するような効果が発現するのかがについて説明されていないため、本租税特別措置等の税収減を是認するような効果の見込みについて、減収額と達成目標の実現状況を用いて説明する必要がある。
- また、税収減を是認する効果の見込みについて説明するために用いる次の点検項目についても説明が不足している。
- ⑧ 本租税特別措置等の減収額の将来推計についての算定根拠が不明なため、分析対象期間内の減収額の見込みについて算定に用いた数値、計算式及びその根拠を示して説明する必要がある。
- ⑩ 本租税特別措置等の効果・達成目標の実現状況について予測されていないため、当該効果・達成目標の実現状況の見込みを明らかにする必要がある。
- 2 補助金等他の政策手段と比した「相当性」について説明・分析が不十分

- ⑬ 政策目的の実現に当たって、本租税特別措置等の手段をとることが必要かつ適切であることについて、「本措置は、損害保険会社等の早期・計画的な異常危険準備金の積立てに寄与するものであり、安定的な納税を確保するためにも本措置は妥当である。」と説明されているが、補助金や規制（積立の義務付け額の増額）等、他の政策手段と比較した上で説明されていないため、他の政策手段との比較を行うことにより、租税特別措置等の相当性を説明する必要がある。

注 背景にある政策の今日的な「合理性」については、評価書の説明では課題がみられたものの、点検過程で新たに示された<点検結果表の別紙>の説明も踏まえると、その説明・分析に不十分な点は認められない。

#### <点検結果表の別紙>

#### 課題のみられた点検項目に関し点検過程で新たに示された説明

- ② 所期の目標が達成していない状況（評価書中8③<租税特別措置等による効果・達成目標の実現状況>欄への補足説明）  
 前回要望時における本租税特別措置等により達成しようとする目標は、正味収入保険料の160%の積立残高（有税分及び無税分の合計）を確保することであった。  
 租税特別措置により毎年4%で積立てを行ってきたが、東日本大震災等の巨大災害発生により取崩しが発生したため、平成23年度末で15,373億円（正味収入保険料の90.0%）となり、前回要望時点（平成20年度末93.3%）に比し低下する結果となった。
- ③ 達成目標及び測定指標の設定（評価書中7③<租税特別措置等により達成しようとする目標>欄への補足説明）  
 測定指標に係る目標値については、正味保険料収入の160%としている。なお、異常危険準備金の残高は、今後の異常災害の発生状況に大きく依存し、仮に固定的な目標達成時期を定めた場合には、収支の状況如何にかかわらず積立てを行わなければならないことになり、保険会社の経営の安定を損なうことにもなりかねないため、目標達成時期について示していない。
- ④ 適用数等の実績把握（評価書中8①「適用数等」欄への補足説明）  
 分析対象期間分の適用数等については、火災保険を引受けている損害保険会社等が対象であり、適用数に特段の変化は生じないことから、件数の明示的な記載はしていない。  
 なお、その適用数は、平成21年度33法人、平成22年度31法人、平成23年度33法人となっている。
- ⑤ 僅少・偏りのない状況（評価書中8①「適用数等」欄への補足説明）  
 本特例措置の適用者数については、対象となる保険商品を取り扱うことができる者が法律により制限されている。なお、平成24年3月末現在の損害保険会社数は53社であり、そのうち33社（62.3%）が適用者数であり、適用者数が想定外に僅少、又は想定外に特定の者に偏りが無いことは明らかである。
- ⑥ 適用数等の将来予測（評価書中8①「適用数等」欄への補足説明）  
 分析対象期間分の適用数等については、火災保険を引き受けている損害保険会社等が対象であり、適用数に特段の変化は生じないことから、件数の明示的な記載はしていない。  
 なお、その適用数は平成23年度33法人であるが、前回要望時においても33法人であり、現在の保険市場を鑑みると新たに参入あるいは撤退の動きはないものと想定される。
- ⑦ 減収額の実績把握（評価書中8②「減収額」欄への補足説明）  
 過去10年での取崩額を考慮すると、取崩超となっていることから増収となっているなど、無税で積み立てた異常危険準備金は、保険金支払いによる取崩しや積立後10年を経過した場合は、益金に算入されることから、長い期間で見ると増減収はほぼないため、減収額を「0百万円」としていたもの。

【金融03】

なお、法人税の減収額は、平成21年度9,719百万円、平成22年度9,460百万円、平成23年度9,586百万円、法人住民税の減収額は、平成21年度1,793百万円、平成22年度1,745百万円、平成23年度1,768百万円である。租税特別措置の積立率4%と本則2%の積立率で計算した税額の差額を減収額としている。

⑧ 減収額の将来予測（評価書中8②「減収額」欄への補足説明）

過去10年での取崩額を考慮すると、取崩超となっていることから増収となっているなど、無税で積み立てた異常危険準備金は、保険金支払いによる取崩しや積立後10年を経過した場合は、益金に算入されることから、実際に増減収部分を計算すると、長い期間で見ると増減収はほぼないため、減収額を「0百万円」としていたもの。

平成25年度の法人税の減収額は、本則2%から要望している5%に引き上げられた場合14,190百万円、現状の4%から5%に引き上げられた場合4,730百万円、法人住民税の減収額は、本則2%から要望している5%に引き上げられた場合2,617百万円、現状の4%から5%に引き上げられた場合872百万円であるが、タイ洪水の保険金支払いによる益金参入、10年経過の益金参入を差し引くと実際には増収になるものである。

⑩ 税収減是認の効果の実績確認（評価書中8③「税収減を是認するような効果の有無」欄への補足説明）

法人税の減収額は、平成21年度9,719百万円、平成22年度9,460百万円、平成23年度9,586百万円、法人住民税の減収額は、平成21年度1,793百万円、平成22年度1,745百万円、平成23年度1,768百万円である。租税特別措置の積立率4%と本則2%の積立率で計算した税額の差額を減収額としている。

上記のように税収減となっているものの、本租税特別措置等の効果により無税積立を促進し、平成23年度の東日本大震災、タイ洪水、台風や集中豪雨等に際して、円滑かつ確実な保険金支払いに寄与した。

租税特別措置等に係る政策の事前評価書

|   |                      |   |
|---|----------------------|---|
| 1 | 政策評価の対象とした租税特別措置等の名称 | 火災保険等に係る異常危険準備金制度の充実<br>(国税3)(法人税:義)<br>(地方税4)(法人住民税:義、法人事業税:義)   |
| 2 | 要望の内容                | 異常危険準備金制度について、火災保険等 <sup>*</sup> に係る租税特別措置法第57条の5第1項に定める積立率(4%)について5%に引き上げること。洗替保証率(30%)を40%に引き上げること。本則積立率適用残高率も同様。<br><br><sup>*</sup> 火災保険等とは、火災・風水害・動産総合・建設工事・賠償責任・積荷・運送の各保険をいう。   |
| 3 | 担当部局                 | 金融庁総務企画局企画課保険企画室  |
| 4 | 評価実施時期               | 平成24年9月   |
| 5 | 租税特別措置等の創設年度及び改正経緯   | <ul style="list-style-type: none"> <li>制度創設 昭和28年度</li> <li>無税積立率の変遷<br/>昭和28年度:10%、昭和32年度:7%、昭和51年度:6%、昭和53年度:5%、昭和54年度:4.5%、昭和55年度:3.5%、昭和57年度:3%、昭和59年度:2%、平成8年度:3%、平成17年度:4%、平成22年度:4%(残高率30%超の場合は2%)</li> <li>洗替保証率の変遷<br/>昭和28年度:100%(累積限度額)、昭和35年度:50%、昭和51年度:47%、昭和52年度:44%、昭和53年度:41%、昭和54年度:38%、昭和55年度:35%、平成8年度:34%、平成14年度:32%、平成15年度:30%</li> </ul> |
| 6 | 適用又は延長期間             | 恒久措置とする。  |
| 7 | 必要性等                 | ① 政策目的及びその根拠<br>《租税特別措置等により実現しようとする政策目的》<br>損害保険会社の経営の健全性を確保することにより、保険契約者に対し円滑かつ確実に保険金を支払うこと。<br>損害保険会社は、発生の時期・規模の予測が困難な巨大災害に対しても、確実に保険金支払いを行うという社会的使命を担っており、平時において保険料の一定割合を異常危険準備金に積み立てることにより、保険金の支払原資(経営の健全性)を確保する必要がある。<br>《政策目的の根拠》<br>保険会社等は、毎決算期において、保険契約に基づく将来における債務の履行に備えるため、責任準備金を積み立てなければならない。(保険業法第116条等)  |
|   |                      | ② 政策体系における政策目的の位置付け<br>Ⅱ-1 利用者が安心して金融サービスを受けられるための制度・環境整備   |

|   |      |                |   |
|---|------|----------------|---|
|   |      | ③ 達成目標及び測定指標   | <p>《租税特別措置等により達成しようとする目標》<br/>損害保険会社が、巨大災害発生時においても保険金の支払を円滑かつ確実に行うことができるような水準まで、異常危険準備金を早期に積み立てること。</p> <p>《租税特別措置等による達成目標に係る測定指標》<br/>損害保険会社における異常危険準備金積立残高等</p> <p>《政策目的に対する租税特別措置等の達成目標実現による寄与》<br/>損害保険会社の経営の健全性を確保するためには、巨大災害発生時においても保険金の支払いを円滑かつ確実に行うことができる必要がある。</p>   |
| 8 | 有効性等 | ① 適用数等         | 33 法人   |
|   |      | ② 減収額          | 0 百万円(平成 25 年度)   |
|   |      | ③ 効果・達成目標の実現状況 | <p>《政策目的の実現状況》(分析対象期間:平成 21～23 年度)<br/>※以下のデータは、日本損害保険協会加盟 18 社のもの<br/>平成 23 年度末の異常危険準備金積立残高(無税分)は、東日本大震災、タイ洪水、台風や集中豪雨等の自然災害の増加から過去最低水準にまで取り崩されて、1,643 億円(積立残高率:正味収入保険料の 9.6%)となっており、平成 21 年度(前回要望時)から、2,775 億円減少し、積立残高率が 15.9% 下降している。</p> <p>経営の健全性の観点から必要とされる異常危険準備金の積立残高は、27,341 億円(正味収入保険料の 160%)であり、平成 23 年度末の残高からすると、いつ発生するか予測ができない巨大災害に備えるため、準備金残高を早急に回復させる必要がある。</p> <p>《租税特別措置等による効果・達成目標の実現状況》(分析対象期間:昭和 59 年度～平成 23 年度)<br/>過去、無税積立率が 2% (昭和 59～平成 7 年度)ないし 3% (平成 8～16 年度)であった時期においては、平成 3 年度の台風 19 号襲来時、平成 16 年度の複数の台風襲来時に大きく取崩しを行い、異常自然災害に対する準備金としての機能を果たしてきた。</p> <p>他方、無税積立率が 4% となった平成 17 年度以降についても、異常危険準備金の積立では着実に進捗し、平成 23 年度の東日本大震災、タイ洪水、台風や集中豪雨等に際して、異常自然災害に対する準備金としての機能を果たすこととなった。しかしながら、大幅な取崩しを行ったことにより積立残高率は過去最低水準の 9.6% となり、また、平成 24 年度にもタイ洪水の保険金支払の進展などにより取崩しが見込まれることから、今後の異常自然災害の発生に対応するために、残高を早急に回復させる必要が生じている。</p> <p>なお、洗替保証率(30%)については、一定程度の無税積立残高を確保することにより、異常災害が発生した場合においても課税所得を安定させる効果が期待されるものである</p> <p>現行制度の 30% については、平成 3 年度の台風 19 号、平成 16 年度の複数の台風、平成 23 年度の複数の災害への保険金支払いを考慮すれば、30% (業界全体で 5,000 億円レベル)では十分とは言えない状況となっている。</p> <p>《租税特別措置等が新設、拡充又は延長されなかった場合の影響》(分析対象期間:平成 25 年度～27 年度)<br/>平成 23 年度末の積立残高 1,643 億円(積立残高率 9.6%)に対して、平成 25 年度～27 年度に現行の 4% で積み立てた場合、平成 24 年度にも取崩しが予想されることもあって、平成 27 年度末の積立残高は、3,323 億円(積立残高率</p> |

|    |                    |                      |   |             |
|----|--------------------|----------------------|---|-------------|
|    |                    |                      | <p>19.5%)程度と予測され、東日本大震災などによる取崩し発生前の水準(平成 22 年度末の積立残高 4,835 億円)とは大きく乖離している。</p> <p>平成 24 年度も大型の自然災害が頻発し、巨大災害の再発生も予断を許さない状況にあるなか、異常危険準備金の積立が充分に行われない状況が継続すると、損害保険会社の財政基盤が著しく毀損するリスク、ひいては保険契約者に適正な保険金を支払うことができなくなるリスクが高くなる。</p> <p>《税収減を是認するような効果の有無》(分析対象期間:昭和 59 年度～平成 23 年度)<br/>異常危険準備金を積み立てることにより、平成 3 年度、平成 16 年度、平成 23 年度といった巨大災害が発生した年度においても保険金支払を確実なものとしており、準備金積立時における一時的な税収減を是認する効果があったものと考えられる。</p> <p>なお、巨大災害による保険金支払いのための積立金の取崩額や積立後 10 年を経過した積立金は、益金に算入されることから、長い期間でみると税収減とはならない。</p> <p>また、本措置により保険金を円滑に一般企業等に支払うことは、巨大災害時における税収減をカバーするなど、被災した国民の生活の再建、早期安定化に寄与するとともに、わが国の経済社会の発展に資するものである。</p> |             |
| 9  | 相当性                | ① 租税特別措置等によるべき妥当性等   | 異常危険準備金の積立額の一部について損金算入を可能とする本措置は、損害保険会社等の早期・計画的な異常危険準備金の積立に寄与するものであり、安定的な納税を確保するためにも本措置は妥当である。  |             |
|    |                    | ② 他の支援措置や義務付け等との役割分担 | 異常危険準備金については、保険業法に基づき、各事業年度の積立に係る最低限の義務付けを行っているが、必要な積立残高に早期に達するためには、より積極的な積立を行っていくことが必要であることから、本措置による支援が必要である。  |             |
|    |                    | ③ 地方公共団体が協力する相当性     | 全国各地で生じる異常災害に対し、被災者の生活及び経済活動の復旧に必要な円滑かつ確実な保険金の支払いに資するものであることから、地方公共団体が一定の協力を行うことは妥当である。   |             |
| 10 | 有識者の見解             |                      | —   |             |
| 11 | 前回の事前評価又は事後評価の実施時期 |                      |   | 平成 22 年 8 月 |

点検結果表（租税特別措置等に係る政策評価）

|     |  |                             |   |
|-----|--|-----------------------------|---|
| 制度名 | 企業再生税制による再生の円滑化を図るための措置の拡充             | 府省名                         | 金融庁   |
| 税目  | 法人税、法人住民税、法人事業税                        |                             |   |
| 区分  | <input checked="" type="checkbox"/> 新設 | <input type="checkbox"/> 拡充 | <input type="checkbox"/> 延長 <input type="checkbox"/> 事後 |

| 点検項目                   | 評価の実施状況                                  |   |  | 課題 |
|------------------------|--|---|--|----|
| 租税特別措置等の合理性            |  |   |  |    |
| ① 政策目的の根拠・政策体系での位置付け   | <input type="checkbox"/> 明らか             | <input checked="" type="checkbox"/> 明らかでない    |  | ※  |
| 租税特別措置等の有効性            |  |   |  |    |
| ③ 達成目標及び測定指標           | <input checked="" type="checkbox"/> 定量化  | <input type="checkbox"/> 定性的記述                | <input type="checkbox"/> 説明なし                                | ○  |
| ⑥ 適用数等の将来予測            | <input checked="" type="checkbox"/> 定量化  | <input type="checkbox"/> 定量化(根拠なし)            | <input type="checkbox"/> 定性的記述 <input type="checkbox"/> 予測なし | ◎  |
| ⑧ 減収額の将来予測             | <input type="checkbox"/> 定量化             | <input checked="" type="checkbox"/> 定量化(根拠なし) | <input type="checkbox"/> 予測なし                                | ○  |
| ⑩ 租特の効果・達成目標の実現状況の将来予測 | <input checked="" type="checkbox"/> 予測あり | <input type="checkbox"/> 予測なし                 |  | ○  |
| ⑫ 税収減是認の効果の将来見込み       | <input type="checkbox"/> 説明あり            | <input checked="" type="checkbox"/> 説明なし      |  | ○  |
| 租税特別措置等の相当性            |  |   |  |    |
| ⑬ 租特の手段をとる必要性・適切性      | <input checked="" type="checkbox"/> 説明あり |   | <input type="checkbox"/> 説明なし                                | ※  |
| ⑭ 他の政策手段との役割分担         | <input type="checkbox"/> 他の政策手段はない       | <input type="checkbox"/> 説明あり                 | <input checked="" type="checkbox"/> 説明なし                     | ※  |

「○」：評価書の説明・分析に課題（疑問点・問題点等）があるもの。  
 「※」：点検過程における各府省からの補足説明（＜点検結果表の別紙＞参照）により課題が解消したもの。  
 「◎」：点検過程における各府省からの補足説明（＜点検結果表の別紙＞参照）により課題の一部が解消したもの（なお、「評価の実施状況」欄には評価書を踏まえた区分を、次の【課題の説明】欄には、評価書及び補足説明を踏まえた課題内容を記載していることから、両者の内容が一致しない場合がある。）。

【課題の説明】

政策目的に向けた手段としての「有効性」について説明・分析が不十分

(1) 以下のとおり、本租税特別措置等の検証を行うための達成目標及び測定指標について説明が不足している。

③ 本租税特別措置等の達成目標（事業再生を行う中小企業への円滑な資金提供を促し、中小企業の事業再生・経営改善の実効性を高めることで、地域経済の活性化を図る）については、目標値及び達成時期が設定されておらず、どの時点でどのような状況になれば達成されたといえるのか不明であるため、その効果の検証が困難であることから、達成目標について目標値及び達成時期を設定する必要がある。

・ 本租税特別措置等の効果を把握するために設定されている測定指標（中小企業再生支援協議会等による再生計画策定支援件数）は、「中小企業金融円滑化法の最終延長を踏まえた中小企業の経営支援のための政策パッケージ」に掲げられているような他の政策手段の効果の影響を大きく受けるものである。このため、本租税特別措置等が目標の達成にどの程度寄与するのかが明らかではなく、その効果の検証が困難であることから、租税特別措置等の効果を測ることができるより適切な測定指標を設定するか、又は、あらかじめ他の外部要因の影響度等を明らかにする必要がある。

(2) 以下のとおり、税収減を是認するような有効性（費用対効果）の説明が不足している。

[将来の見込み]

⑫ 将来において、税収減を是認するような効果が発現するのかがについて説明されていないため、本租税特別措置等の税収減を是認するような効果の見込みについて、減収額と達成目標の実現状況を用いて説明する必要がある。

また、税収減を是認する効果の見込みについて説明するために用いる次の点検項目についても説明が不足している。

⑥ 本租税特別措置等の適用数の将来推計について年度ごとに予測されていないため、適用数の見込みを分析対象期間の年度ごとに明らかにする必要がある。

⑧ 本租税特別措置等の減収額の将来推計についての算定根拠が不明なため、分析対象期間内の減収額の見込みについて、算定に用いた数値、計算式及びその根拠を示して説明する必要がある。

⑩ 本租税特別措置等の効果・達成目標の実現状況について、定性的に「企業再生税制の適用を受けやすくすることにより、中小企業の事業再生の機運が高まることで、中小企業再生支援協議会等による再生計画策定支援件数の増加が見込まれる。」と説明しているが、本租税特別措置等が目標の達成にどの程度寄与するのかが明らかでない測定指標（③参照）を用いているため、適切な測定指標を用いて、本租税特別措置等による効果・達成目標の実現状況の将来予測を説明する必要がある。

注 背景にある政策の今日的な「合理性」及び補助金等他の政策手段と比した「相当性」については、評価書の説明では課題がみられたものの、点検過程で新たに示された＜点検結果表の別紙＞の説明も踏まえると、その説明・分析に不十分な点は認められない。

<点検結果表の別紙>

課題のみられた点検項目に関し点検過程で新たに示された説明

- ① 政策目的の根拠・政策体系での位置付け（評価書中7②「政策体系における政策目的の位置付け」欄への補足説明）  
平成24年7月31日に閣議決定された「日本再生戦略」については、「38の重点施策」の1つとして、「金融円滑化法の期限到来も踏まえた中小企業等への支援」が定められている。
- ⑥ 適用数等の将来予測（評価書中8①「適用数等」欄への補足説明）  
評価書中8①「適用数等」欄の【算出方法】の①及び②の算定根拠については、以下のとおり。  
①に関しては、信用調査機関のデータに基づく条件変更先数の推計30～40万社のうち、再生支援等が必要な割合を、当庁ウェブサイトで公表されている「自己査定による債務者区分の推移」（<http://www.fsa.go.jp/status/npl/20110819/07.pdf>）から16%と仮定計算（（要管理先+破綻懸念先の債権額）÷（その他要注意先+要管理先+破綻懸念先の債権額））した上で、算出したものである。  
また、②に関しては、中小企業庁ウェブサイトで中小企業再生支援協議会の活動状況と公表されている数値（<http://www.chusho.meti.go.jp/keiei/saisei/kyougikai/2304.htm>）であり、その算定に用いた数値も記載されている。
- ⑬ 租特の手段をとる必要性・適切性（評価書中9①「租税特別措置等によるべき妥当性等」欄への補足説明）  
個別の事業再生事案を補助対象とすることはできないことから、事業再生を行う中小企業への円滑な資金提供を促し、中小企業の事業再生・経営改善を促す施策としては、本租税特別措置等によるインセンティブの付与が最も効果的である。
- ⑭ 他の政策手段との役割分担（評価書中9②「他の支援措置や義務付け等との役割分担」欄への補足説明）  
個別の他の政策手段はない。事業再生を支援したり、これを行うことを義務付けることは適切ではないことから、役割分担の対象となるものがないことから、「一」としたところ。

租税特別措置等に係る政策の事前評価書

|   |                      |  |
|---|----------------------|--|
| 1 | 政策評価の対象とした租税特別措置等の名称 | 企業再生税制による再生の円滑化を図るための措置の拡充<br>(国税17)(法人税:義)<br>(地方税10)(法人住民税:義、法人事業税:義)  |
| 2 | 要望の内容                | 金融機関等から債権放棄を受ける再生企業が、債務免除益に対する課税を回避する「企業再生税制(評価損の損金算入、期限切れ欠損金の優先控除)」の適用を受けるためには、2以上の金融機関による債権放棄が行われていること等の要件を満たす必要がある。<br>このため、例えば、金融機関から債権を取得した再生ファンド等が債権放棄を行う場合など、合理的な再生計画に基づく債権放棄であっても同措置の適用が受けられないケースも存在することから、合理的な再生計画に基づく債権放棄について、「企業再生税制」の適用が認められる要件を拡大すること。<br>加えて、現状、企業再生税制が適用される場合であっても、評価損の金額が小額(1,000万円未満(有利子負債10億円未満の企業は100万円未満))の資産については、評価損の損金算入が認められていないが、資産評価が行われている場合には、評価損の計上(損金算入)を認めること。  |
| 3 | 担当部局                 | 金融庁監督局総務課  |
| 4 | 評価実施時期               | 平成24年9月  |
| 5 | 租税特別措置等の創設年度及び改正経緯   | 新設要望である。   |
| 6 | 適用又は延長期間             | 恒久措置とする。   |
| 7 | 必要性等                 | <p>① 政策目的及びその根拠</p> <p>《租税特別措置等により実現しようとする政策目的》<br/>事業再生を行う中小企業への円滑な資金提供を促し、中小企業の事業再生・経営改善の実効性を高めることで、地域経済の活性化を図る。</p> <p>《政策目的の根拠》<br/>金融機関の金融円滑化の対応状況は、貸出条件の変更等の実行率が9割を超える水準になっているなど、基本的にはその取組みは定着してきていると考えられるものの、単なる金融上の貸出条件の変更等の対応にとどまることなく、官民の関係機関が緊密に連携することにより、中小企業の真の意味での経営改善に繋がる支援を強力に推し進めていく必要がある。<br/>また、中小企業金融円滑化法が最終期限(平成25年3月末)を迎えるに当たっての出口戦略として、各地における中小企業の経営改善・事業再生支援を行うための環境整備が強く求められており、平成24年4月20日に公表された「中小企業金融円滑化法の最終延長を踏まえた中小企業の経営支援のための政策パッケージ」においても、中小企業の事業再生等にかかる施策の強化について掲げられている。<br/>上記のとおり、現在、中小企業の事業再生への施策が強く求められており、本件要望を実現することは、中小企業の事業再生の促進、地域経済の活性化のために必要な施策と思われる。</p> |

【金融04】

|   |      |                     |  |
|---|------|---------------------|--|
|   |      | ② 政策体系における政策目的の位置付け | Ⅱ-2 資金の借り手が真に必要な金融サービスを受けられるための制度・環境整備   |
|   |      | ③ 達成目標及び測定指標        | 《租税特別措置等により達成しようとする目標》<br>事業再生を行う中小企業への円滑な資金提供を促し、中小企業の事業再生・経営改善の実効性を高めることで、地域経済の活性化を図る。<br><br>《租税特別措置等による達成目標に係る測定指標》<br>中小企業再生支援協議会等による再生計画策定支援件数<br><br>《政策目的に対する租税特別措置等の達成目標実現による寄与》<br>中小企業の事業再生の促進・経営改善、地域経済の活性化  |
| 8 | 有効性等 | ① 適用数等              | 500～600社<br><br>【算出方法】<br>①金融円滑化法に基づく貸付条件変更先のうち特に事業再生支援等が必要な先(推計):5～6万社<br>②中小企業再生支援協議会の再生計画策定完了企業数に占める平成17年税制改正(企業再生税制)適用企業数の割合:1%<br><br>※①×②=500～600社   |
|   |      | ② 減収額               | —  |
|   |      | ③ 効果・達成目標の実現状況      | 《政策目的の実現状況》(分析対象期間:平成24年4月～平成29年3月)<br>事業再生を行う中小企業への円滑な資金提供を促し、中小企業の事業再生・経営改善の実効性を高めることで、地域経済の活性化が見込まれる。<br><br>《租税特別措置等による効果・達成目標の実現状況》(分析対象期間:平成24年4月～平成29年3月)<br>企業再生税制の適用を受けやすくすることにより、中小企業の事業再生の機運が高まることで、中小企業再生支援協議会等による再生計画策定支援件数の増加が見込まれる。<br><br>《租税特別措置等が新設、拡充又は延長されなかった場合の影響》(分析対象期間:平成24年4月～平成29年3月)<br>中小企業の事業再生の促進・経営改善、地域経済の活性化が図られないことにより、中小企業の倒産が増加する可能性がある。<br><br>《税収減を是認するような効果の有無》(分析対象期間:平成24年4月～平成29年3月)<br>税収減は生じないと考えられる。 |

|    |                    |                      |  |
|----|--------------------|----------------------|--|
| 9  | 相当性                | ① 租税特別措置等によるべき妥当性等   | 事業再生を行う中小企業への円滑な資金提供を促し、中小企業の事業再生・経営改善の実効性を高めることで、地域経済の活性化を図るものであり、本措置は妥当なものである。 |
|    |                    | ② 他の支援措置や義務付け等との役割分担 | —  |
|    |                    | ③ 地方公共団体が協力する相当性     | 税収減は生じないと考えられるので、相当である。  |
| 10 | 有識者の見解             |                      | —  |
| 11 | 前回の事前評価又は事後評価の実施時期 |                      | —  |





点検結果表（租税特別措置等に係る政策評価）

|     |   |  |   |
|-----|---|--|---|
| 制度名 | 「東日本大震災事業者再生支援機構」、「産業復興機構」が支援する事業者再生に対する「企業再生税制」と同等の措置の適用 | 府省名                                    | 金融庁   |
| 税目  | 法人税、法人住民税、法人事業税   |  |   |
| 区分  | <input type="checkbox"/> 新設                               | <input checked="" type="checkbox"/> 拡充 | <input type="checkbox"/> 延長 <input type="checkbox"/> 事後 |

| 点検項目                   | 評価の実施状況                                  |  | 課題  |
|------------------------|--|--|---|
| 租税特別措置等の合理性            |  |  |   |
| ① 政策目的の根拠・政策体系での位置付け   | <input type="checkbox"/> 明らか             | <input checked="" type="checkbox"/> 明らかでない | ※   |
| ② 所期の目標が達成していない状況      | <input type="checkbox"/> 達成されていない        | <input type="checkbox"/> 達成されている           | <input checked="" type="checkbox"/> 説明なし ※                                |
| 租税特別措置等の有効性            |  |  |   |
| ③ 達成目標及び測定指標           | <input type="checkbox"/> 定量化             | <input checked="" type="checkbox"/> 定性的記述  | <input type="checkbox"/> 説明なし ○   |
| ④ 適用数等の実績把握            | <input type="checkbox"/> 定量化             | <input type="checkbox"/> 定量化(根拠なし)         | <input type="checkbox"/> 定性的記述 <input checked="" type="checkbox"/> 把握なし ※ |
| ⑤ 僅少・偏りのない状況           | <input type="checkbox"/> 説明あり            |  | <input checked="" type="checkbox"/> 説明なし ※                                |
| ⑥ 適用数等の将来予測            | <input type="checkbox"/> 定量化             | <input type="checkbox"/> 定量化(根拠なし)         | <input checked="" type="checkbox"/> 定性的記述 <input type="checkbox"/> 予測なし ○ |
| ⑦ 減収額の実績把握             | <input type="checkbox"/> 定量化             | <input type="checkbox"/> 定量化(根拠なし)         | <input checked="" type="checkbox"/> 把握なし ※                                |
| ⑧ 減収額の将来予測             | <input type="checkbox"/> 定量化             | <input type="checkbox"/> 定量化(根拠なし)         | <input checked="" type="checkbox"/> 予測なし ○                                |
| ⑨ 租特の効果・達成目標の実現状況の実績把握 | <input type="checkbox"/> 把握あり            |  | <input checked="" type="checkbox"/> 把握なし ※                                |
| ⑩ 租特の効果・達成目標の実現状況の将来予測 | <input checked="" type="checkbox"/> 予測あり |  | <input type="checkbox"/> 予測なし ○   |
| ⑪ 税収減是認の効果の実績確認        | <input type="checkbox"/> 説明あり            |  | <input checked="" type="checkbox"/> 説明なし ※                                |
| ⑫ 税収減是認の効果の将来見込み       | <input checked="" type="checkbox"/> 説明あり |  | <input type="checkbox"/> 説明なし ○   |
| 租税特別措置等の相当性            |  |  |   |
| ⑬ 租特の手段をとる必要性・適切性      | <input checked="" type="checkbox"/> 説明あり |  | <input type="checkbox"/> 説明なし ※   |
| ⑭ 他の政策手段との役割分担         | <input type="checkbox"/> 他の政策手段はない       | <input type="checkbox"/> 説明あり              | <input checked="" type="checkbox"/> 説明なし ※                                |

「○」：評価書の説明・分析に課題（疑問点・問題点等）があるもの。  
 「※」：点検過程における各府省からの補足説明（＜点検結果表の別紙＞参照）により課題が解消したもの。  
 「◎」：点検過程における各府省からの補足説明（＜点検結果表の別紙＞参照）により課題の一部が解消したもの。（なお、「評価の実施状況」欄には評価書を踏まえた区分を、次の【課題の説明】欄には、評価書及び補足説明を踏まえた課題内容を記載していることから、両者の内容が一致しない場合がある。）

【課題の説明】

政策目的に向けた手段としての「有効性」について説明・分析が不十分

- (1) 以下のとおり、本租税特別措置等の検証を行うための達成目標及び測定指標について説明が不足している。
- ③ 本租税特別措置等の達成目標（東日本大震災により過大な債務を負う事業者の再生支援）については、目標水準及び達成時期が設定されておらず、どの時点でのような状況になれば達成されたといえるのか不明であるため、その効果の検証が困難であることから、達成目標について目標水準及び達成時期を設定する必要がある。
- 本租税特別措置等の効果を把握するために設定されている測定指標（両機構による支援を受けた事業者が、確実に事業再生すること）は、中小企業等復旧・復興支援補助事業等、他の政策手段の効果の影響を大きく受けるものである。このため、本租税特別措置等が目標の達成にどの程度寄与するのかが明らかではなく、その効果の検証が困難であることから、租税特別措置等の効果を測ることができるより適切な測定指標を設定する必要がある。
- (2) 以下のとおり、税収減を是認するような有効性（費用対効果）の説明が不足している。

[将来の見込み]

⑫ 将来において、税収減を是認するような効果が発現するのにかつて定性的に「迅速かつ確実な再生を促進することができる」と説明されているが、本租税特別措置等の税収減を是認するような効果の見込みについて、減収額と達成目標の実現状況を用いて説明する必要がある。

また、税収減を是認するような効果の見込みについて説明するために用いる次の点検項目についても説明が不足している。

- ⑥ 本租税特別措置等の適用数の将来推計について定量的に予測されていないが、定量的に予測できない理由が示されていないため、定量化できない適切な理由を明らかにする必要がある。
- ⑧ 本租税特別措置等の減収額の将来推計が予測されていないため、分析対象期間における減収額の見込みについて、算定根拠を明らかにし、説明する必要がある。
- ⑩ 本租税特別措置等の効果・達成目標の実現状況の将来予測について、定性的に「両機構が金融機関等有する当該事業者の債権の買取り等を行うことで事業者の債務負担を軽減しつつ、その再生を支援することとなる」と説明しているが、本租税特別措置等が目標の達成にどの程度寄与するのかが明らかでない測定指標（③参照）を用いているため、適切な測定指標を用いて、本租税特別措置等による効果・達成目標の実現状況の将来予測を説明する必要がある。

注 背景にある政策の今日的な「合理性」及び補助金等他の政策手段と比した「相当性」については、評価書の説明では課題がみられたものの、点検過程で新たに示された＜点検結果表の別紙＞の説明も踏まえると、その説明・分析に不十分な点は認められない。

## &lt;点検結果表の別紙&gt;

## 課題のみられた点検項目に関し点検過程で新たに示された説明

- ① 政策目的の根拠・政策体系での位置付け（評価書中7①「政策目的の根拠」欄への補足説明）
- 株式会社東日本大震災事業者再生支援機構法（平成23年法律第113号）  
提出した租税特別措置の政策目的は、株式会社東日本大震災事業者再生支援機構法の法目的であるため、具体的な条項を示していないところ。
  - 二重債務問題への対応方針（平成23年6月17日関係閣僚会合）  
被災した中小企業にとっての新たな相談窓口を早急に立ち上げる。「中小企業再生支援協議会」を核としてその体制拡充を図り、事業者からの相談に応じ、再生計画の策定を強力に後押しし、より多くの被災中小企業の再生を支援していく。  
「中小企業基盤整備機構」や民間金融機関等が出資する「中小企業再生ファンド」を新たに岩手県、宮城県などの被災県にも設立し、過剰債務を抱えているが事業再生の可能性のある中小企業に対し、出資や債権買取り、DES（デット・エクイティ・スワップ）を含めた支援を実施していく。被災企業の短期再生スキームに対するニーズを見極め、企業再生支援機構の支援等について検討する。
  - 東日本大震災からの復興の基本方針（平成23年7月29日東日本大震災復興対策本部）  
政府の「二重債務問題への対応方針」（平成23年6月17日）や与野党における協議を踏まえ、ワンストップ相談窓口と新たな「機構」の連携による債権買取り等の一貫した再生支援、「個人債務者の私的整理に関するガイドライン」の運用支援などの各施策を政府全体として総合的に推進していく。
- ② 所期の目標が達成していない状況（評価書中8③「租税特別措置等による効果・達成目標の実現状況」欄への補足説明）  
当庁は前回は要望省庁に入っていない。
- ④ 適用数等の実績把握（評価書中8①「適用数等」欄への補足説明）  
両機構による債権放棄がいまだなされていないため、実績を示すことはできない。
- ⑤ 僅少・偏りのない状況（評価書中8①「適用数等」欄への補足説明）  
④のとおり。
- ⑦ 減収額の実績把握（評価書中8②「減収額」欄への補足説明）  
④のとおり。
- ⑨ 租税特別措置等の効果・達成目標の実現状況の実績把握（評価書中8③「租税特別措置等による効果・達成目標の実現状況」欄への補足説明）  
④のとおり。

- ⑪ 税収減是認の効果の実績確認（評価書中8③「税収減を是認するような効果の有無」欄への補足説明）

両機構による債権放棄はいまだなされていないため減収額の実績を示せず、また、現時点では支援決定した事業者の再生がなされたかどうか判断する段階ではないので達成目標の実現状況を示すことはできない。

- ⑬ 租特の手段をとる必要性・適切性（評価書中9①「租税特別措置等によるべき妥当性等」欄への補足説明）

両機構は被災により過大な債務を負った事業者を支援対象としている。他の政策によって事業再生が可能であれば、そもそも震災支援機構の支援対象とはならない。

- ⑭ 他の政策手段との役割分担（評価書中9②「他の支援措置や義務付け等との役割分担」欄への補足説明）

⑬のとおり。

租税特別措置等に係る政策の事前評価書

|   |                      |  |
|---|----------------------|--|
| 1 | 政策評価の対象とした租税特別措置等の名称 | 「東日本大震災事業者再生支援機構」、「産業復興機構」が支援する事業者再生に対する「企業再生税制」と同等の措置の適用<br>(国税 24) (法人税：義)<br>(地方税 20) (法人住民税：義、法人事業税：義)   |
| 2 | 要望の内容                | 「東日本大震災事業者再生支援機構」(以下、「震災支援機構」という。)や「産業復興機構」(以下、「復興機構」という。)が単独で債権放棄を行う場合についても、「企業再生税制」の適用(評価損の損金参入、期限切れ欠損金の優先利用)を受けられるようにすること。<br><br>(法人税法第 25 条第 3 項、第 33 条第 4 項、第 59 条第 2 項、同施行令第 24 条の 2、第 68 条の 2)   |
| 3 | 担当部局                 | 金融庁監督局銀行第二課  |
| 4 | 評価実施時期               | 平成 24 年 7 月  |
| 5 | 租税特別措置等の創設年度及び改正経緯   | —  |
| 6 | 適用又は延長期間             | 震災支援機構及び復興機構(以下「両機構」)による支援が行われる期間  |
| 7 | 必要性等                 | ① 政策目的及びその根拠<br>《租税特別措置等により実現しようとする政策目的》<br>東日本大震災によって被害を受けたことにより過大な債務を負っている事業者に対し、両機構が金融機関等有する当該事業者の債権の買取り等を行うことで、その再生を支援する。<br><br>《政策目的の根拠》<br>震災支援機構：<br>株式会社東日本大震災事業者再生支援機構法(平成 23 年法律第 113 号)<br><br>復興機構：<br>・二重債務問題への対応方針(平成 23 年 6 月 17 日 関係閣僚会合)<br>・東日本大震災からの復興の基本方針(平成 23 年 7 月 29 日 東日本大震災復興対策本部) |
|   |                      | ② 政策体系における政策目的の位置付け<br>II-2 資金の借り手が真に必要な金融サービスを受けられるための制度・環境整備   |
|   |                      | ③ 達成目標及び測定指標<br>《租税特別措置等により達成しようとする目標》<br>東日本大震災によって被害を受けたことで過大な債務を負っている事業者の再生を支援すること。<br><br>《租税特別措置等による達成目標に係る測定指標》<br>両機構による支援を受けた事業者が、確実に事業再生すること。   |

|   |      |                      |   |
|---|------|----------------------|---|
|   |      |                      | 《政策目的に対する租税特別措置等の達成目標実現による寄与》<br>事業者の事業再生支援を通じて、被災地域の復興に資すること。  |
| 8 | 有効性等 | ① 適用数等               | 両機構が債権を買取った被災事業者の大半を見込んでいる。   |
|   |      | ② 減収額                | —<br>※減収額は、事業者の資産の評価損益額、青色欠損金額、期限切れ欠損金額に依存するが、これらの金額は個別企業ごとに全く異なるもので、事前に金額を推計することは不可能であり、算定が困難。   |
|   |      | ③ 効果・達成目標の実現状況       | 《政策目的の実現状況》(分析対象期間：平成 25 年 4 月～平成 28 年 3 月)<br>資産の評価損を算入可能とすること、過年度に発生した期限切れ欠損金を青色欠損金に優先して算入可能とすることによって、東日本大震災によって被害を受けたことにより過大な債務を負っている事業者に対し、両機構が金融機関等有する当該事業者の債権の買取り等を行うことで事業者の債務負担を軽減しつつ、その再生を支援することとなる。<br><br>《租税特別措置等による効果・達成目標の実現状況》(分析対象期間：平成 25 年 4 月～平成 28 年 3 月)<br>資産の評価損を算入可能とすること、過年度に発生した期限切れ欠損金を青色欠損金に優先して算入可能とすることによって、東日本大震災によって被害を受けたことにより過大な債務を負っている事業者に対し、両機構が金融機関等有する当該事業者の債権の買取り等を行うことで事業者の債務負担を軽減しつつ、その再生を支援することとなる。<br><br>《租税特別措置等が新設、拡充又は延長されなかった場合の影響》<br>債務免除益と損金の相殺に当たって、期限切れ欠損金の損金算入が認められているが、青色欠損金に優先されないため、青色欠損金がない、又は債務免除益に比して青色欠損金の額が小さい事業者にしか適用されず効果は限定的であると見込まれる。<br><br>《税収減を是認するような効果の有無》<br>両機構が債権放棄を行うに当たり、被災事業者に発生する債務免除益への課税が被災事業者の負担となるため、評価損の損金計上や期限切れ欠損金の優先適用を認めることにより、迅速かつ確実な再生を促進することができる。 |
| 9 | 相当性  | ① 租税特別措置等によるべき妥当性等   | 両機構が債権放棄を行うに当たり、被災事業者に発生する債務免除益への課税が被災事業者の負担となるため、評価損の損金計上や期限切れ欠損金の優先適用を認めることにより、迅速かつ確実な再生を促進することは、政策目的を達成するための手段として妥当な措置である。   |
|   |      | ② 他の支援措置や義務付け等との役割分担 |   |

|    |                    |                              |  |
|----|--------------------|------------------------------|--|
|    |                    | ③ 地方公共<br>団体が協<br>力する相<br>当性 | 震災の影響により、事業性はあるが過剰債務で苦しんでいる事業者に対し、当該措置を適用することで、債務の負担が軽減され、事業再生が促進されるため、地域の雇用の確保や地域の活性化、更には被災地域の復興につながるものであり、相当である。 |
| 10 | 有識者の見解             |                              | —  |
| 11 | 前回の事前評価又は事後評価の実施時期 |                              | —  |

点検結果表（租税特別措置等に係る政策評価）

|     |  |                             |   |
|-----|--|-----------------------------|---|
| 制度名 | 投資信託・投資法人法制の見直しに係る所要の措置（海外不動産関係）       | 府省名                         | 金融庁   |
| 税目  | 法人税、法人住民税、法人事業税                        |                             |   |
| 区分  | <input checked="" type="checkbox"/> 新設 | <input type="checkbox"/> 拡充 | <input type="checkbox"/> 延長 <input type="checkbox"/> 事後 |

| 点検項目                   | 評価の実施状況                                       |   |   | 課題 |
|------------------------|---|---|---|----|
| 租税特別措置等の合理性            |   |   |   |    |
| ① 政策目的の根拠・政策体系での位置付け   | <input type="checkbox"/> 明らか                  | <input checked="" type="checkbox"/> 明らかでない                                  |   | ※  |
| 租税特別措置等の有効性            |   |   |   |    |
| ③ 達成目標及び測定指標           | <input checked="" type="checkbox"/> 定量化       | <input type="checkbox"/> 定性的記述  | <input type="checkbox"/> 説明なし   | ◎  |
| ⑥ 適用数等の将来予測            | <input type="checkbox"/> 定量化                  | <input type="checkbox"/> 定量化(根拠なし)  | <input checked="" type="checkbox"/> 定性的記述 <input type="checkbox"/> 予測なし | ※  |
| ⑧ 減収額の将来予測             | <input type="checkbox"/> 定量化                  | <input checked="" type="checkbox"/> 定量化(根拠なし) <input type="checkbox"/> 予測なし |   | ○  |
| ⑩ 租特の効果・達成目標の実現状況の将来予測 | <input checked="" type="checkbox"/> 予測あり      |   | <input type="checkbox"/> 予測なし   | ○  |
| ⑫ 税収減是認の効果の将来見込み       | <input type="checkbox"/> 説明あり                 |   | <input checked="" type="checkbox"/> 説明なし                                | ○  |
| 租税特別措置等の相当性            |   |   |   |    |
| ⑬ 租特の手段をとる必要性・適切性      | <input type="checkbox"/> 説明あり                 |   | <input checked="" type="checkbox"/> 説明なし                                | ※  |
| ⑭ 他の政策手段との役割分担         | <input checked="" type="checkbox"/> 他の政策手段はない | <input type="checkbox"/> 説明あり   | <input type="checkbox"/> 説明なし   |    |

「○」：評価書の説明・分析に課題（疑問点・問題点等）があるもの。  
 「※」：点検過程における各府省からの補足説明（＜点検結果表の別紙＞参照）により課題が解消したもの。  
 「◎」：点検過程における各府省からの補足説明（＜点検結果表の別紙＞参照）により課題の一部が解消したもの（なお、「評価の実施状況」欄には評価書を踏まえた区分を、次の【課題の説明】欄には、評価書及び補足説明を踏まえた課題内容を記載していることから、両者の内容が一致しない場合がある。）。

【課題の説明】

政策目的に向けた手段としての「有効性」について説明・分析が不十分

(1) 以下のとおり、本租税特別措置等の検証を行うための達成目標及び測定指標について説明が不足している。

③ 本租税特別措置等の達成目標（投資法人による海外不動産組入れを可能とすることにより、投資家への多様な商品提供を図り、J-REITの資産規模の拡大及び不動産投資市場の活性化を図ること）のうち、本租税特別措置が適用される投資法人の増加については、目標値（目標水準）及び達成時期が設定されておらず、いつの時点でどのような状況において達成されたといえるのか不明であるため、その効果の検証が困難であることから、達成目標について目標値（目標水準）及び達成時期を示す必要がある（＜点検結果表の別紙＞③参照）。

・ 本租税特別措置等の効果を把握するために設定されている測定指標（本件措置が適用される投資法人数、J-REITの資産規模の拡大）は、不動産投資活性化に係る規制緩和、国際的な経済情勢等、他の要因の影響を大きく受けるものである。このため、本租税特別措置等が目標の達成にどの程度寄与するのかが明らかではなく、その効果の検証が困難であることから、租税特別措置等の効果を測ることができるより適切な測定指標を設定するか、又は、あらかじめ他の外部要因の影響度等を明らかにする必要があります。

(2) 以下のとおり、税収減を是認するような有効性（費用対効果）の説明が不足している。

[将来の見込み]

⑫ 将来において、税収減を是認するような効果が発現するのかがについて説明されていないため、本租税特別措置等の税収減を是認するような効果の見込みについて、減収額と達成目標の実現状況を用いて説明する必要がある。

また、税収減を是認するような効果の見込みについて説明するために用いる次の点検項目についても説明が不足している。

⑧ 本租税特別措置等の減収額の将来推計について、「利益の配当等に係る金額について、仮に損金算入が認められた場合であっても、当該算入金額は現状において、そもそも発生していないもの」であり、『トータル』では投資家への配当段階での課税による税収増が見込まれるため、(中略) 税収減は想定されないと説明しているが（＜点検結果表の別紙＞⑧参照）、「減収額」とは、本租税特別措置等が措置されることによって、課税対象から得られなくなっていると想定される税収額を、本租税特別措置等の機会費用として計上するものであり、現状の税収額と本租税特別措置等導入後の税収額の比較を行うものではない。このため、その分析対象期間内の減収額の見込みについて算定に用いた数値、計算式及びその根拠を明らかにし、説明する必要がある。

⑩ 本租税特別措置等の効果・達成目標の実現状況の将来予測について、定性的に「本件措置が適用される投資法人数が増加するとともに、J-REITの資産規模の拡大が図られる。」と説明しているが、本租税特別措置等が目標の達成にどの程度寄与するのかが明らかでない測定指標（③参照）を用いているため、適切な測定指標を用いて、本租税特別措置等による効果・達成目標の実現状況の将来予測を説明する必要がある。

注 背景にある政策の今日的な「合理性」及び補助金等他の政策手段と比した「相当性」については、評価書の説明では課題がみられたものの、点検過程で新たに示された<点検結果表の別紙>の説明も踏まえると、その説明・分析に不十分な点は認められない。

#### <点検結果表の別紙>

#### 課題のみられた点検項目に関し点検過程で新たに示された説明

- ① 政策目的の根拠・政策体系での位置付け（評価書中7①<政策目的の根拠>欄への補足説明）  
日本再生戦略（平成24年7月31日閣議決定）において掲げられている「Jリート市場の活性化や不動産証券化手法の拡充のための制度整備等を通じた不動産投資市場の活性化」に対応するものである。
- ③ 達成目標及び測定指標の設定（評価書中7③<租税特別措置等により達成しようとする目標>欄への補足説明）  
日本再生戦略に掲げられた「Jリーートの資産規模について、2015年度までに40%増（2011年度比）、2020年度までに倍増（2011年度比）」すること及び本租税特別措置が適用される投資法人の増加を目標とするものであるが、本租税特別措置が適用される投資法人の増加については、その時点における個社の経営判断等に左右されるものであることから、現時点において具体的目標値を掲げることは困難。  
また、本租税特別措置の達成目標及び測定指標としては、政府全体の方針として閣議決定された上記が最適であると考えられる。
- ⑥ 適用数等の将来予測（評価書中8①「適用数等」欄への補足説明）  
投資信託・投資法人法制の見直しについて、業界団体・個社から海外不動産取得に係る要望が多数寄せられていることから、業界におけるニーズが高いと考えられる。  
しかしながら、本租税特別措置等は新スキーム導入に係るものであり、実際に当該スキームを導入するか否かは、その時点における個社の経営判断等に左右されるものであることから、直ちに「現時点でのニーズ＝将来における適用数」となるわけではなく、現時点において、具体的に本特別措置等の適用数の将来推計を定量的に予測することは困難。
- ⑧ 減収額の将来予測（評価書中8②「減収額」欄への補足説明）
- ・ 利益の配当等に係る金額について、仮に損金算入が認められた場合であっても、当該算入金額は現状において、そもそも発生していないものであり、（中略）具体的な数値を掲げることは困難である。
  - ・ 「『減収額』とは、本租税特別措置等が措置されることによって、課税対象から得られなくなっていると想定される税収額を、本租税特別措置等の機会費用として計上するものであり、現状の税収額と本租税特別措置等導入後の税収額の比較を行うものではない。税収減がないということは、将来的に本租税特別措置の適用を受ける者が見込まれる限りあり得ない」との御指摘ではあるが、本租税特別措置等により、「トータル」では投資家への配当段階での課税による税収増が見込まれるため、御指摘のような税収減は想定されないと考えられる。
- ⑬ 租特の手段をとる必要性・適切性（評価書中9①「租税特別措置等によるべき妥当性等」欄への補足説明）  
海外不動産の取得を行う投資法人に対し、直接に補助金を交付することはおよそ現実的ではない。また、物件リスクの限定や不動産への直接投資規制が存在する不動産取得を可能とするためには、

【金融06】

不動産保有SPCを当該国に設立する必要性が高いが、補助金の交付等では当該政策目的を実現することができないことから、本租税特別措置等の手段をとることが必要かつ適切である。

租税特別措置等に係る政策の事前評価書

|   |                      |  |
|---|----------------------|--|
| 1 | 政策評価の対象とした租税特別措置等の名称 | 投資信託・投資法人法制の見直しに係る所要の措置(海外不動産関係)<br>(国税18)(法人税:義)<br>(地方税11)(法人住民税:義、法人事業税:義)  |
| 2 | 要望の内容                | 海外不動産の取得を目的とした現地SPCの株式又は出資を取得する場合については、投資法人に対する当該株式又は出資に係る50%以上保有規制を撤廃すること。  |
| 3 | 担当部局                 | 金融庁総務企画局市場課(企画官室)  |
| 4 | 評価実施時期               | 平成24年8月  |
| 5 | 租税特別措置等の創設年度及び改正経緯   | 新設要望である。   |
| 6 | 適用又は延長期間             | 恒久措置とする。   |
| 7 | 必要性等                 | ① 政策目的及びその根拠   |
|   |                      | ② 政策体系における政策目的の位置付け  |
|   |                      | ③ 達成目標及び測定指標   |
|   |                      | 《租税特別措置等により実現しようとする政策目的》<br>投資法人による海外不動産組入れを可能とすることにより、投資家への多様な商品提供を図ること。<br>《政策目的の根拠》<br>投資法人による海外不動産の取得は法令上禁止されていないが、実際の取得に際しては、物件リスクの限定や不動産への直接投資規制が存在する国の不動産取得を可能とするため、不動産保有SPCを当該国に設立する必要性が高い。しかし、投資対象会社支配を防ぐ観点から投資法人による投資対象会社の過半の議決権保有が禁止されている(投資信託・投資法人法制)。<br>よって、上記の点については、投資信託・投資法人法制の見直しを講じるとともに、さらに、税制上の導管性要件にも類似の規制が存在するため、事実上、投資法人による海外不動産の取得が困難となっていることから、税制上の措置を併せて講じる必要がある。 |
|   |                      | II 利用者の視点に立った金融サービスの質の向上<br>3 資産形成を行う者が真に必要な金融サービスを受けられるための制度・環境整備   |
|   |                      | 《租税特別措置等により達成しようとする目標》<br>投資法人による海外不動産組入れを可能とすることにより、投資家への多様な商品提供を図り、J-REITの資産規模の拡大を図ること。<br>《租税特別措置等による達成目標に係る測定指標》<br>本件措置が適用される投資法人数、J-REITの資産規模の拡大<br>《政策目的に対する租税特別措置等の達成目標実現による寄与》<br>本件措置が実現することにより、投資家への多様な商品提供を図られるとともに、資産形成を行う者が真に必要な金融サービスを受けられるための制度・環境整備の実現に資する。   |



|  |                    |   |  |
|--|--------------------|---|--|
| 8  | 有効性等               | ① 適用数等  | 新設の投資法人を中心に適用が見込まれる。なお、我が国において、不動産投資法人は平成24年8月末時点で35法人が上場している。   |
|  |                    | ② 減収額   | —  |
|  |                    | ③ 効果・達成目標の実現状況  | 《政策目的の実現状況》(分析対象期間:平成25年4月～平成28年3月)<br><br>投資法人による海外不動産組入れを可能とすることにより、投資家への多様な商品提供を図られる。                             |
|  |                    |   | 《租税特別措置等による効果・達成目標の実現状況》(分析対象期間:平成25年4月～平成28年3月)<br><br>本件措置が実現することにより、本件措置が適用される投資法人数が増加するとともに、J-REITの資産規模の拡大が図られる。 |
| 《租税特別措置等が新設、拡充又は延長されなかった場合の影響》(分析対象期間:平成25年4月～平成28年3月)<br><br>本件措置が実現しなければ、不動産への直接投資規制が存在する国等における日本企業の活動に対する制約要素となると見込まれる。 |                    |   |  |
|  |                    | 《税収減を是認するような効果の有無》(分析対象期間:平成25年4月～平成28年3月)<br><br>税収減はないと見込まれる。   |  |
| 9  | 相当性                | ① 租税特別措置等によるべき妥当性等  | 政策の効果・達成目標の実現に際し、上記の有効性の存在に加え、効率的(新たな財政上の措置等も不要)な措置である。  |
|  |                    | ② 他の支援措置や義務付け等との役割分担  | 他の支援措置や義務付け等はない。   |
|  |                    | ③ 地方公共団体が協力する相当性  | 本件措置が実現すれば、地方在住の投資家も含め投資家に対し、多様な商品が提供されることになることから、相当である。   |
| 10   | 有識者の見解             | 金融審議会投資信託・投資法人法制の見直しに関するワーキング・グループ中間論点整理において、海外不動産取得促進のための過半議決権保有制限の見直しに関して、どのような規制が適切か事務的に検討すべきとされている。 |  |
| 11   | 前回の事前評価又は事後評価の実施時期 | なし  |  |

【金融07】

点検結果表（租税特別措置等に係る政策評価）

|     |                                  |                             |  |
|-----|----------------------------------|-----------------------------|--|
| 制度名 | 特定株式投資信託の収益の分配に係る受取配当等の益金不算入等の特例 | 府省名                         | 金融庁  |
| 税目  | 法人税                              |                             |  |
| 区分  | <input type="checkbox"/> 新設      | <input type="checkbox"/> 拡充 | <input type="checkbox"/> 延長 <input checked="" type="checkbox"/> 事後 |

| 点検項目                   | 評価の実施状況                                  |  |  | 課題 |
|------------------------|--|--|--|----|
| 租税特別措置等の合理性            |  |  |  |    |
| ① 政策目的の根拠・政策体系での位置付け   | <input type="checkbox"/> 明らか             | <input checked="" type="checkbox"/> 明らかでない |  | ※  |
| ② 所期の目標が達成していない状況      | <input type="checkbox"/> 達成されていない        | <input type="checkbox"/> 達成されている           | <input checked="" type="checkbox"/> 説明なし                     | ※  |
| 租税特別措置等の有効性            |  |  |  |    |
| ③ 達成目標及び測定指標           | <input checked="" type="checkbox"/> 定量化  | <input type="checkbox"/> 定性的記述             | <input type="checkbox"/> 説明なし                                | ※  |
| ④ 適用数等の実績把握            | <input checked="" type="checkbox"/> 定量化  | <input type="checkbox"/> 定量化(根拠なし)         | <input type="checkbox"/> 定性的記述 <input type="checkbox"/> 把握なし |    |
| ⑤ 僅少・偏りのない状況           | <input type="checkbox"/> 説明あり            |  | <input checked="" type="checkbox"/> 説明なし                     | ※  |
| ⑦ 減取額の実績把握             | <input checked="" type="checkbox"/> 定量化  | <input type="checkbox"/> 定量化(根拠なし)         | <input type="checkbox"/> 把握なし                                |    |
| ⑨ 租特の効果・達成目標の実現状況の実績把握 | <input checked="" type="checkbox"/> 把握あり |  | <input type="checkbox"/> 把握なし                                | ※  |
| ⑪ 税収減是認の効果の実績確認        | <input type="checkbox"/> 説明あり            |  | <input checked="" type="checkbox"/> 説明なし                     | ※  |
| 租税特別措置等の相当性            |  |  |  |    |
| ⑬ 租特の手段をとる必要性・適切性      | <input checked="" type="checkbox"/> 説明あり |  | <input type="checkbox"/> 説明なし                                |    |
| ⑭ 他の政策手段との役割分担         | <input type="checkbox"/> 他の政策手段はない       | <input type="checkbox"/> 説明あり              | <input checked="" type="checkbox"/> 説明なし                     | ※  |

「○」：評価書の説明・分析に課題（疑問点・問題点等）があるもの。  
 「※」：点検過程における各府省からの補足説明（＜点検結果表の別紙＞参照）により課題が解消したもの。  
 「◎」：点検過程における各府省からの補足説明（＜点検結果表の別紙＞参照）により課題の一部が解消したもの（なお、「評価の実施状況」欄には評価書を踏まえた区分を、次の【課題の説明】欄には、評価書及び補足説明を踏まえた課題内容を記載していることから、両者の内容が一致しない場合がある。）。

【課題の説明】

本評価書は、評価に求められる最低限必要な要素（項目）の説明が行われている。  
 なお、背景にある政策の今日的な「合理性」、政策目的に向けた手段としての「有効性」及び補助金等其他の政策手段と比した「相当性」については、点検過程で新たに示された補足説明の内容（＜点検結果表の別紙＞参照）も踏まえている。

## &lt;点検結果表の別紙&gt;

## 課題のみられた点検項目に関し点検過程で新たに示された説明

- ① 政策目的の根拠・政策体系での位置付け（評価書中7①《政策目的の根拠》欄への補足説明）  
 法令や閣議決定はないが、「投資信託研究会」（大蔵省に設置された有識者による研究会）からの報告「投資信託の改革に向けて」を受けて、「投資信託の改革について」（平成6年12月12日 大蔵省）において、「投資信託改革のための一連の施策の着実な実施と、日経300先物・オプション取引定着促進策の一環として別途検討を進めている日経300株価指数連動型投資信託（受益証券を取引所に上場する新しいタイプの株式投資信託）により、個人投資家の証券市場への参加の促進、株式市場の活性化が図られること」や、「投資信託改革の概要について」（平成6年12月12日 大蔵省）において、「日経300先物・オプション取引定着促進策の一環として、日経300株価指数構成銘柄に投資を行い同指数に連動する投資成果を目指すとともに、受益証券を取引所に上場し取引所取引を行う新しいタイプの株式投資信託（「日経300株価指数連動型投資信託」）の導入について現在検討を進め」ることとされ、証券市場の活性化の一環として株価指数連動型投資信託の定着が急務であり、税制としてもこれを支援することが求められたものである。
- ② 所期の目標が達成していない状況（評価書中8③《租税特別措置等による効果・達成目標の実現状況》欄への補足説明）  
 特定株式投資信託を株式と同様に配当金益金不算入の対象とし二重課税の調整をすることが本措置の目的であり、達成状況については、事後評価書（8有効性③効果・達成目標の実現状況）のとおり、「平成23年の適用法人数は5,028となり、多様な資金調達手段・適切な投資機会の提供に資して」いるものの、特定株式投資信託を株式と同様に益金不算入の対象とし二重課税の調整をする制度は本措置以外に無く、二重課税を調整することにより多様な資金調達手段・適切な投資機会を確保するためには、今後も引き続き本租税特別措置等を実施する必要があると考える。
- ③ 達成目標及び測定指標の設定（評価書中7③《租税特別措置等により達成しようとする目標》及び《租税特別措置等による達成目標に係る測定指標》欄への補足説明）  
 特定株式投資信託を株式と同様に益金不算入の対象とし税制上の公平性を担保することが本措置の目的であり、定量的な目標値及び達成時期の設定は適当ではない。  
 なお、益金不算入額については、運用会社が法人に支払った分配金は把握できるものの、分配金を実際に益金不算入したかどうかまでは把握できないため、（実際、益金不算入とした額ではなく）益金不算入の対象となる特定株式投資信託の収益分配額や、適用法人数等を測定指標とすることが本措置の効果を測るためには適切である。
- ⑤ 僅少・偏りのない状況（評価書中8①「適用数等」欄への補足説明）  
 本措置は、法人であれば全てに適用されるものであり、適用に偏り等があるわけではない。
- ⑨ 租税特別措置等の効果・達成目標の実現状況の実績把握（評価書中8③《租税特別措置等による効果・達成目標の実現状況》欄への補足説明）  
 特定株式投資信託を株式と同様に益金不算入の対象とし税制上の公平性を担保することが本措置の目的である。益金不算入額については、運用会社が法人に支払った分配金は把握できるものの、分配金を実際に益金不算入したかどうかまでは把握できないため、（実際、益金不算入とした額で

はなく）益金不算入の対象となる特定株式投資信託の収益分配額や、適用法人数等を測定指標とすることが本措置の効果を測るためには適切であり、平成23年の適用法人数は5,028となり、適切な投資機会の提供に効果があった。

- ⑪ 税収減是認の効果の実績確認（評価書中8③《税収減を是認するような効果の有無》欄への補足説明）  
 平成23年の減収額は5,724百万円であるが、税制上の公平性を担保し、適切な投資機会を提供するためには、本措置以外の支援措置により対応することはできず、商品性が株式と同様のものと考えられる特定株式投資信託の収益の分配について、株式配当と同様に益金不算入制度の対象とすることが効果的であり、容認されるべきものと考えられる。
- ⑭ 他の政策手段との役割分担（評価書中9②「他の支援措置や義務付け等との役割分担」欄への補足説明）  
 本措置は、特定株式投資信託の収益の分配について、税法で定められている株式配当に係る益金不算入制度と同様の取扱いを求めるものであり、租税特別措置以外の支援措置により対応することはできないため、他の政策手段はない。

租税特別措置等に係る政策の事後評価書

|   |                      |   |
|---|----------------------|---|
| 1 | 政策評価の対象とした租税特別措置等の名称 | 特定株式投資信託の収益の分配に係る受取配当等の益金不算入等の特例  |
| 2 | 租税特別措置等の内容           | <p>内国法人が支払を受ける特定株式投資信託(外国株価指数連動型特定株式投資信託を除く。以下同じ。)の収益の分配の額については、その全額を配当等の額として、受取配当等の益金不算入制度等を適用する。外国法人が支払を受ける場合も同様に取り扱うこととする。</p> <p>投資信託の収益の分配の額については、公社債投資信託以外の証券投資信託の収益の分配の額の2分の1(または4分の1)に相当する金額を配当等の金額として益金不算入制度を適用することとしている。</p> <p>これに対して、本条により、特定株式投資信託(外国株価指数連動型特定株式投資信託を除く。)の収益の分配は、その全額を、株式(外国法人に係るものを除く。以下同じ。)に係る配当と同様に取り扱う。</p>  |
| 3 | 担当部局                 | 金融庁総務企画局政策課総合政策室  |
| 4 | 評価実施時期               | 平成 24 年9月   |
| 5 | 租税特別措置等の創設年度及び改正経緯   | <p>創設年度:平成7年度</p> <p>改正経緯:<br/>(租税特別措置法第 67 条の6)<br/>平成9年度改正・・・<br/>租税特別措置法第 67 条の7の新設に伴い、本条文の見出しが改められると伴に、本特例について法人税法第 93 条及び第 142 条の適用関係について規定の整備が図られた。<br/>平成 14 年3月改正・・・<br/>特定株式投資信託の範囲に外国株価指数連動型特定株式投資信託が追加されたことに伴い、当該信託の収益の分配について、外国法人の株式配当と同様に本制度の対象外とする措置が整備された。<br/>平成 14 年7月改正・・・<br/>引用条文の条ズレに係る所要の整備<br/>平成 16 年度改正・・・<br/>条ズレによる引用条項の改正<br/>平成 18 年度改正・・・<br/>条文等規定の整備<br/>平成 19 年度改正・・・<br/>所要の規定の整備<br/>平成 22 年度改正・・・<br/>法人税法第 93 条に係る読替えの削除</p> <p>(租税特別措置法第 68 条の 103)<br/>平成 16 年度改正・・・<br/>単体制度の条項移動<br/>平成 18 年度改正・・・<br/>単体制度の条項移動</p> |
| 6 | 適用期間                 | 恒久措置とする。  |

| 7              | 必要性等   | ① 政策目的及びその根拠        | <p>《租税特別措置等により実現しようとする政策目的》</p> <p>株式からの配当については、法人の収益に対する二重課税の調整を行う観点からこれを受取った法人について当該金額をその他の収益に算入せず法人税課税の対象から除外している。この株式と商品性が同様のものと考えられる特定株式投資信託の利益の配当について、同様に益金不算入制度の対象とし二重課税の調整を行う。</p> <p>その結果、収益の源泉が類似の商品間の税制上の権衡を図ることにより、投資家に多様な投資スキームを提供し投資機会を拡大することにより資本市場への参入を促進させる。</p> <p>《政策目的の根拠》<br/>特定株式投資信託(日経 300 株価指数連動型上場投資信託)の創設の検討(「投資信託の改革について」「投資信託改革の概要について」(平成6年 12 月 12 日 大蔵省))がなされ、税制としてもこれを支援することが求められたもの。</p>   |         |         |         |         |         |       |       |       |       |       |         |         |         |         |         |        |        |        |        |        |
|----------------|--|---------------------|--|---------|---------|---------|---------|---------|-------|-------|-------|-------|-------|---------|---------|---------|---------|---------|--------|--------|--------|--------|--------|
|                |  | ② 政策体系における政策目的の位置付け | Ⅲ-2 市場機能の強化のための制度・環境整備   |         |         |         |         |         |       |       |       |       |       |         |         |         |         |         |        |        |        |        |        |
|                |  | ③ 達成目標及び測定指標        | <p>《租税特別措置等により達成しようとする目標》</p> <p>二重課税を調整することにより、我が国市場の公正性・透明性を確保しつつ、多様な資金調達手段・適切な投資機会が提供されること</p> <p>《租税特別措置等による達成目標に係る測定指標》<br/>特定株式投資信託の収益分配額<br/>適用法人数等</p> <p>《政策目的に対する租税特別措置等の達成目標実現による寄与》<br/>多様な資金調達手段・適切な投資機会が提供されるためには、株式と同様のものと考えられる特定株式投資信託の収益の分配について、株式と同様に益金不算入制度の対象とし二重課税の調整を行う必要がある。</p>  |         |         |         |         |         |       |       |       |       |       |         |         |         |         |         |        |        |        |        |        |
| 有効性等           | ① 適用数等   | ○適用法人数              | <table border="1"> <tr> <th>平成 19 年</th> <th>平成 20 年</th> <th>平成 21 年</th> <th>平成 22 年</th> <th>平成 23 年</th> </tr> <tr> <td>3,111</td> <td>3,369</td> <td>4,670</td> <td>4,941</td> <td>5,028</td> </tr> </table> <p>○特定株式投資信託の収益の分配の額(法人受益者分)(単位:百万円)</p> <table border="1"> <tr> <th>平成 19 年</th> <th>平成 20 年</th> <th>平成 21 年</th> <th>平成 22 年</th> <th>平成 23 年</th> </tr> <tr> <td>20,217</td> <td>38,728</td> <td>44,030</td> <td>30,020</td> <td>38,160</td> </tr> </table> <p>※暦年で集計<br/>(投資信託協会調べ)</p> | 平成 19 年 | 平成 20 年 | 平成 21 年 | 平成 22 年 | 平成 23 年 | 3,111 | 3,369 | 4,670 | 4,941 | 5,028 | 平成 19 年 | 平成 20 年 | 平成 21 年 | 平成 22 年 | 平成 23 年 | 20,217 | 38,728 | 44,030 | 30,020 | 38,160 |
|                |  | 平成 19 年             | 平成 20 年  | 平成 21 年 | 平成 22 年 | 平成 23 年 |         |         |       |       |       |       |       |         |         |         |         |         |        |        |        |        |        |
|                | 3,111  | 3,369               | 4,670  | 4,941   | 5,028   |         |         |         |       |       |       |       |       |         |         |         |         |         |        |        |        |        |        |
| 平成 19 年        | 平成 20 年  | 平成 21 年             | 平成 22 年  | 平成 23 年 |         |         |         |         |       |       |       |       |       |         |         |         |         |         |        |        |        |        |        |
| 20,217         | 38,728   | 44,030              | 30,020   | 38,160  |         |         |         |         |       |       |       |       |       |         |         |         |         |         |        |        |        |        |        |
| ② 減収額          | <p>(単位:百万円)</p> <table border="1"> <tr> <th>平成 19 年</th> <th>平成 20 年</th> <th>平成 21 年</th> <th>平成 22 年</th> <th>平成 23 年</th> </tr> <tr> <td>3,032</td> <td>5,809</td> <td>6,604</td> <td>4,503</td> <td>5,724</td> </tr> </table> <p>※暦年で推計<br/>※減収額は、益金不算入額(特定株式投資信託の収益の分配の額×1/2)に法人税率 30%を乗じて算出。</p> | 平成 19 年             | 平成 20 年  | 平成 21 年 | 平成 22 年 | 平成 23 年 | 3,032   | 5,809   | 6,604 | 4,503 | 5,724 |       |       |         |         |         |         |         |        |        |        |        |        |
| 平成 19 年        | 平成 20 年  | 平成 21 年             | 平成 22 年  | 平成 23 年 |         |         |         |         |       |       |       |       |       |         |         |         |         |         |        |        |        |        |        |
| 3,032          | 5,809  | 6,604               | 4,503  | 5,724   |         |         |         |         |       |       |       |       |       |         |         |         |         |         |        |        |        |        |        |
| ③ 効果・達成目標の実現状況 | <p>《政策目的の実現状況》(分析対象期間:平成 19 年～平成 23 年)</p> <p>特定株式投資信託を株式と同様に益金不算入制度の対象とし二重課税の調整がなされたことで、平成 23 年の適用法人数は 5,028 となり、多様な資金調</p>   |                     |  |         |         |         |         |         |       |       |       |       |       |         |         |         |         |         |        |        |        |        |        |

|    |                    |                      |  |
|----|--------------------|----------------------|--|
|    |                    |                      | <p>達手段・適切な投資機会が提供に資した。</p> <p>《租税特別措置等による効果・達成目標の実現状況》(分析対象期間:平成19年～平成23年)<br/>租税特別措置等により、特定株式投資信託についても、株式と同様に益金不算入制度の対象とされ二重課税の調整がなされている。</p> <p>《税収減を是認するような効果の有無》(分析対象期間:平成19年～平成23年)<br/>その商品性が株式と同様のものと考えられる特定株式投資信託の収益の分配について、株式配当と同様に益金不算入制度の対象とし二重課税の調整を行う本措置は、課税の公平性の観点からは認められるべき制度である。さらに、多様な資金調達手段・適切な投資機会が提供され、我が国経済に資するものであることを踏まえれば、益金不算入に係る税収減は容認されるべきものと考えられる。</p> |
| 9  | 相当性                | ① 租税特別措置等によるべき妥当性等   | 本措置は、特定株式投資信託の収益の分配について、税法で定められている株式配当に係る益金不算入制度と同様の取扱いを求めるものであり、補助金など租税特別措置以外の方策により対応することはできないため、妥当である。   |
|    |                    | ② 他の支援措置や義務付け等との役割分担 | —  |
|    |                    | ③ 地方公共団体が協力する相当性     | —  |
| 10 | 有識者の見解             |                      | —  |
| 11 | 評価結果の反映の方向性        |                      | <p>上記「効果・達成目標の実現状況」に記載のとおり、特定株式投資信託の収益分配に係る受取配当金等の益金不算入の適用法人は増加しており、本措置は有効性の高い措置と考えられる。</p> <p>この政策効果を実現・維持させるためには、引き続き、特定株式投資信託に係る課税を株と同様の取り扱いにする必要があり、本租税特別措置等は今後も必要な措置である。</p> <p>また、本措置は、収益の源泉が類似する商品間の税制上の権衡を図っており、課税の公平性からも容認されるべき措置と考えている。</p>  |
| 12 | 前回の事前評価又は事後評価の実施時期 |                      | —  |

点検結果表（租税特別措置等に係る政策評価）

|     |                             |  |   |
|-----|-----------------------------|--|---|
| 制度名 | 海外投資家振替社債利子等非課税制度の恒久化等      | 府省名                                    | 金融庁   |
| 税目  | 法人税、法人住民税、個人住民税、法人事業税、個人事業税 |  |   |
| 区分  | <input type="checkbox"/> 新設 | <input checked="" type="checkbox"/> 拡充 | <input type="checkbox"/> 延長 <input type="checkbox"/> 事後 |

| 点検項目                   | 評価の実施状況                                       |   |   | 課題 |
|------------------------|---|---|---|----|
| 租税特別措置等の合理性            |   |   |   |    |
| ① 政策目的の根拠・政策体系での位置付け   | <input checked="" type="checkbox"/> 明らか       | <input type="checkbox"/> 明らかでない               |   |    |
| ② 所期の目標が達成していない状況      | <input type="checkbox"/> 達成されていない             | <input type="checkbox"/> 達成されている              | <input checked="" type="checkbox"/> 説明なし                                | ※  |
| 租税特別措置等の有効性            |   |   |   |    |
| ③ 達成目標及び測定指標           | <input checked="" type="checkbox"/> 定量化       | <input type="checkbox"/> 定性的記述                | <input type="checkbox"/> 説明なし   | ○  |
| ④ 適用数等の実績把握            | <input checked="" type="checkbox"/> 定量化       | <input type="checkbox"/> 定量化(根拠なし)            | <input type="checkbox"/> 定性的記述 <input type="checkbox"/> 把握なし            | ○  |
| ⑤ 僅少・偏りのない状況           | <input type="checkbox"/> 説明あり                 |   | <input checked="" type="checkbox"/> 説明なし                                | ○  |
| ⑥ 適用数等の将来予測            | <input type="checkbox"/> 定量化                  | <input type="checkbox"/> 定量化(根拠なし)            | <input type="checkbox"/> 定性的記述 <input checked="" type="checkbox"/> 予測なし | ※  |
| ⑦ 減収額の実績把握             | <input type="checkbox"/> 定量化                  | <input type="checkbox"/> 定量化(根拠なし)            | <input checked="" type="checkbox"/> 把握なし                                | ⊗  |
| ⑧ 減収額の将来予測             | <input type="checkbox"/> 定量化                  | <input checked="" type="checkbox"/> 定量化(根拠なし) | <input type="checkbox"/> 予測なし   | ○  |
| ⑨ 租特の効果・達成目標の実現状況の実績把握 | <input type="checkbox"/> 把握あり                 |   | <input checked="" type="checkbox"/> 把握なし                                | ○  |
| ⑩ 租特の効果・達成目標の実現状況の将来予測 | <input checked="" type="checkbox"/> 予測あり      |   | <input type="checkbox"/> 予測なし   | ○  |
| ⑪ 税収減是認の効果の実績確認        | <input type="checkbox"/> 説明あり                 |   | <input checked="" type="checkbox"/> 説明なし                                | ○  |
| ⑫ 税収減是認の効果の将来見込み       | <input type="checkbox"/> 説明あり                 |   | <input checked="" type="checkbox"/> 説明なし                                | ○  |
| 租税特別措置等の相当性            |   |   |   |    |
| ⑬ 租特の手段をとる必要性・適切性      | <input checked="" type="checkbox"/> 説明あり      |   | <input type="checkbox"/> 説明なし   |    |
| ⑭ 他の政策手段との役割分担         | <input checked="" type="checkbox"/> 他の政策手段はない | <input type="checkbox"/> 説明あり                 | <input type="checkbox"/> 説明なし   |    |

「○」：評価書の説明・分析に課題（疑問点・問題点等）があるもの。  
 「※」：点検過程における各府省からの補足説明（＜点検結果表の別紙＞参照）により課題が解消したもの。  
 「⊗」：点検過程における各府省からの補足説明（＜点検結果表の別紙＞参照）により課題の一部が解消したもの。（なお、「評価の実施状況」欄には評価書を踏まえた区分を、次の【課題の説明】欄には、評価書及び補足説明を踏まえた課題内容を記載していることから、両者の内容が一致しない場合がある。）

【課題の説明】

政策目的に向けた手段としての「有効性」について説明・分析が不十分

- (1) 以下のとおり、本租税特別措置等の検証を行うための達成目標及び測定指標について説明が不足している。
- ③ 本租税特別措置等の達成目標（海外投資家の我が国公社債市場への参加）については、目標値及び達成時期が設定されておらず、どの時点でのどのような状況になれば達成されたといえるのか不明であるため、その効果の検証が困難であることから、達成目標について目標値及び達成時期を設定する必要がある。
- 本租税特別措置等の効果を把握するために設定されている測定指標（本措置の適用対象となる振替社債等の発行体数、銘柄数及び金額並びにこれらの振替社債等全体に占める比率）は、国内投資家の投資状況、国内市場の動向等、他の要因の影響を大きく受けるものである。このため、本租税特別措置等が目標の達成にどの程度寄与するのかが明らかではなく、その効果の検証が困難であることから、租税特別措置等の効果を測ることができるより適切な測定指標を設定するか、又は、あらかじめ他の外部要因の影響度等を明らかにする必要がある。
- (2) 以下のとおり、適用数が想定外に僅少でないこと、想定外に特定の者に偏っていないことについて説明が不足している。
- ④⑤ 本租税特別措置等の適用数の過去の実績は、「平成24年6月30日現在で、337銘柄5,113億円及び新株予約権付社債8銘柄1,457億円が適用対象」と把握されているが（ただし、分析対象期間の年度ごとに把握されていない）、本租税特別措置等が適用される銘柄数及び金額の所期の想定からみて想定外に僅少でないこと、適用に偏りが無いことについて説明する必要がある。
- (3) 以下のとおり、税収減を是認するような有効性（費用対効果）の説明が不足している。

[過去の実績]

⑪ 過去において、税収減を是認するような効果が発現したのかについて説明されていないため、本租税特別措置等の税収減を是認するような効果について、減収額と達成目標の実現状況を用いて説明する必要がある。

また、税収減を是認するような効果について説明するために用いる次の点検項目についても説明が不足している。

⑦ 本租税特別措置等の減収額の過去（平成22年度～24年度）の実績についての算定根拠が不明なため、分析対象期間内の減収額の実態について算定に用いた数値、計算式及びその根拠を示して説明する必要がある。

⑨ 本租税特別措置等の効果・達成目標の実現状況について把握されていないため、当該効果・達成目標の実現状況の実態を明らかにする必要がある。

[将来の見込み]

⑫ 将来において、税収減を是認するような効果が発現するのかについて説明されていないため、本租税特別措置等の税収減を是認するような効果の見込みについて、減収額と達成目標の実現状況を用いて説明する必要がある。

また、税収減を是認する効果の見込みについて説明するために用いる次の点検項目についても説明が不足している。

⑧ 本租税特別措置等の減収額の将来推計についての算定根拠が明らかでないため、

分析対象期間内の減収額の見込みについて算定に用いた数値、計算式及びその根拠を示して説明する必要がある。

- ⑩ 本租税特別措置等の効果・達成目標の実現状況の将来予測について、「現行の時間的な利子等非課税制度の下でも、振替社債等への海外投資家による投資が実際に行われている…ことから、本制度が恒久化された暁には、最低でも同程度の投資は見込まれる上に、…、海外投資家による振替社債等のさらなる保有が期待される。」と説明しているが、本租税特別措置等が目標の達成にどの程度寄与するのかが明らかでない測定指標（③参照）を用いているため、適切な測定指標を用いて、本租税特別措置等による効果・達成目標の実現状況の将来予測を説明する必要がある。

注1 補助金等他の政策手段と比した「相当性」については、説明・分析に不十分な点は認められない。

注2 背景にある政策の今日的な「合理性」については、評価書の説明では課題がみられたものの、点検過程で新たに示された<点検結果表の別紙>の説明も踏まえると、その説明・分析に不十分な点は認められない。

注3 本評価書のうち、<日本版レベニュー債の拡充>については、制度創設から間もなく、効果の測定には時期尚早である。

<点検結果表の別紙>

### 課題のみられた点検項目に関し点検過程で新たに示された説明

- ② 所期の目標が達成していない状況（評価書中8③<租税特別措置等による効果・達成目標の実現状況>欄への補足説明）  
本租税特別措置等は、一定の結果を達成すれば役目を終えるという性質のものではなく、恒久的に存在することによって、海外投資家による振替社債等の保有及びそれによる我が国資本市場の活性化という目的が達成されるものなので、引き続き実施すべき合理性があることは明らかである。
- ⑥ 適用数等の将来予測（評価書中8①「適用数等」欄への補足説明）  
本租税特別措置等が適用される銘柄数及び金額の将来予測としては、制度の恒久化が実現できるかによって差があると考えられるが、少なくとも現時点での適用数が今後も維持されることを疑うに足る事由は存在しない。
- ⑦ 減収額の実績把握（評価書中8②「減収額」欄への補足説明）  
本租税特別措置の適用対象となっている振替社債等につき、便宜的に名目上の税額を算出したと仮定した場合の額としては、平成22年度：15億円、平成23年度：31億円、平成24年度：26億円である。算出方法は暦年のものと同様、初年度の平成22年度については各月末の残高の平均、平成23年度及び平成24年度はそれぞれ平成24年3月末及び平成24年6月末の残高を使用した。

租税特別措置等に係る政策の事前評価書

|   |                      |  |
|---|----------------------|--|
| 1 | 政策評価の対象とした租税特別措置等の名称 | 海外投資家振替社債利子等非課税制度の恒久化等<br>(国税 18)(法人税:義)<br>(地方税 15)(法人住民税:外、個人住民税:外、法人事業税:外、個人事業税:外)  |
| 2 | 要望の内容                | <海外投資家振替社債利子等非課税制度の恒久化><br>現行の海外投資家(非居住者及び外国法人)が受領する振替社債等(社会的受益権を含む。以下同じ。)の利子等に係る非課税制度の期限(平成 25 年 3 月 31 日)を撤廃し、恒久的な制度とすること。<br><日本版レベニュー債の拡充><br>海外投資家振替社債利子等非課税制度の対象となる、地方公共団体との間に完全支配関係がある内国法人が発行する債券のうち「利益運動債」に該当するもの(以下「日本版レベニュー債」という。)の発行を、東日本大震災の被災地の地方公共団体に限定せず、全国に拡大すること。 |
| 3 | 担当部局                 | 金融庁総務企画局政策課総合政策室   |
| 4 | 評価実施時期               | 平成 24 年 9 月  |
| 5 | 租税特別措置等の創設年度及び改正経緯   | <海外投資家振替社債利子等非課税制度の恒久化><br>平成 22 年度税制改正にて 3 年間の時限的措置として導入。<br><日本版レベニュー債の拡充><br>平成 24 年度税制改正にて海外投資家振替社債利子等非課税制度への上乗せ分として導入。  |
| 6 | 適用又は延長期間             | 恒久措置とする。   |
| 7 | 必要性等                 | ① 政策目的及びその根拠<br>《租税特別措置等により実現しようとする政策目的》<br>海外投資家の我が国公社債市場への参加を促進し、我が国金融・資本市場の活性化や企業等の資金調達への円滑化を図る。<br><br>《政策目的の根拠》<br>「日本再生戦略」(平成 24 年 7 月 31 日付閣議決定)94 頁中「2020 年までに実現すべき成果目標」のうち「アジア随一の先進的かつ安定的な市場 アジアを含む国内外の資金循環の中核(対外・対内証券投資、対外・対内直接投資の持続的な増大)」                               |
|   |                      | ② 政策体系における政策目的の位置付け<br>Ⅲ-2 市場機能の強化のための制度・環境整備  |
|   |                      | ③ 達成目標及び測定指標<br>《租税特別措置等により達成しようとする目標》<br>海外投資家の我が国公社債市場への参加。  |

|   |      |   |   |
|---|------|---|---|
|   |      |   | 《租税特別措置等による達成目標に係る測定指標》<br>本措置の適用対象となる振替社債等の発行体数、銘柄数及び金額並びにこれらの振替社債等全体に占める比率<br>《政策目的に対する租税特別措置等の達成目標実現による寄与》<br><海外投資家振替社債利子等非課税制度の恒久化><br>我が国の社債市場の活発化という観点からは、厚みのある投資家層を形成し、セカンダリー市場での取引の増大、流動性の確保、価格形成機能の強化等が求められるところ、そのような投資家層の一翼を担うものとして、海外投資家を呼び込むことが必要である。そのためには、諸外国と同様に利子等非課税制度を恒久措置として整備することが手段として有効。<br><br><日本版レベニュー債の拡充><br>被災地以外の地方公共団体傘下の内国法人への拡大により、インフラ整備等の事業に関して、先進的な資金調達手法による市場からの調達も増加し、債券市場の活性化にも寄与する。 |
| 8 | 有効性等 | ① 適用数等<br><海外投資家振替社債利子等非課税制度の恒久化><br>平成 24 年 6 月 30 日現在で、337 銘柄 5,113 億円及び新株予約権付社債 8 銘柄 1457 億円が適用対象となっている。<br><日本版レベニュー債の拡充><br>平成 24 年 4 月 1 日の施行から 5 ヶ月余りしか経過しておらず、発行の準備段階にあるものと考えられる。   |   |
|   |      | ② 減収額<br>-  |   |
|   |      | ③ 効果・達成目標の実現状況<br>《政策目的の実現状況》(分析対象期間:平成 25 年 4 月~平成 28 年 3 月)<br><海外投資家振替社債利子等非課税制度の恒久化><br>現行の時限的な利子等非課税制度の下でも、振替社債等への海外投資家による投資が実際に行われているが、未だ恒久的なものではないことから、債券取引の活性化、流動性の増大、利率の形で示される各発行体のクレジットリスクに対する市場のプライシング機能の向上、及び資金調達に係る需給の安定といった効果を発現させるに足りる投資家層の厚みは未だ形成途上にある。<br><日本版レベニュー債の拡充><br>平成 24 年 4 月 1 日の施行から 5 ヶ月余りしか経過しておらず、発行の準備段階にあるものと考えられる。<br><br>《租税特別措置等による効果・達成目標の実現状況》(分析対象期間:平成 25 年 4 月~平成 28 年 3 月)<br><海外投資家振替社債利子等非課税制度の恒久化><br>現行の時限的な利子等非課税制度の下でも、振替社債等への海外投資家による投資が実際に行われている(平成 24 年 6 月 30 日現在で 337 銘柄 5,113 億円及び新株予約権付社債 8 銘柄 1457 億円)ことから、本制度が恒久化された暁には、最低でも同程度の投資は見込まれる上に、期限切れ後の源泉徴収課税リスクを懸念して従前振替社債等への投資を全く行わなかった、又は消極的姿勢をとっていた海外投資家の積極的な参加も予想されるため、海外投資家による振替社債等のさらなる保有が期待される。 |   |



|   |     |                      |  |
|---|-----|----------------------|--|
|   |     |                      | <p>&lt;日本版レベニュー債の拡充&gt;<br/>平成 24 年 4 月 1 日の施行から 5 ヶ月余りしか経過しておらず、発行の準備段階にあるものと考えられる。</p> <p>《租税特別措置等が新設、拡充又は延長されなかった場合の影響》(分析対象期間:平成 25 年 4 月～平成 28 年 3 月)<br/>&lt;海外投資家振替社債利子等非課税制度の恒久化&gt;<br/>本制度が恒久化されず延長にとどまった場合、期限切れ後の源泉徴収課税リスクを懸念して現在振替社債等への投資を全く行っていない、又は消極的姿勢をとっている海外投資家の参加は引き続き見込まれないため、海外投資家による振替社債等の保有は現状維持のまま頭打ちとなる。また、延長もなされない場合、本制度の適用期間内に発行された振替社債等の償還が進むにつれ、海外投資家による振替社債等の保有は段階的に減少することが予想される。</p> <p>&lt;日本版レベニュー債の拡充&gt;<br/>東日本大震災の被災地においては、未だ復興の計画策定段階にあるものと考えられるため、被災地以外の地方公共団体傘下の内国法人への拡大がなされない場合、日本版レベニュー債の発行の実施は大幅に遅れるものと予想される。</p> <p>《税收減を是認するような効果の有無》(分析対象期間:平成 25 年 4 月～平成 28 年 3 月)<br/>いずれも税收減はないと見込まれる。</p> |
| 9 | 相当性 | ① 租税特別措置等によるべき妥当性等   | <p>&lt;海外投資家振替社債利子等非課税制度の恒久化&gt;<br/>本制度がないと、海外投資家が我が国と居住国で二重に課税される可能性が生じ、海外投資家による投資が著しく減少するおそれがあることから、この二重課税を防止する海外投資家振替社債利子等非課税制度を恒久措置として整備することは妥当である。</p> <p>&lt;日本版レベニュー債の拡充&gt;<br/>インフラ整備等の事業に係る資金調達については、事業の性質上期間が長期となる場合が多く、銀行借りに加えて、市場からの資金調達の道も広く開かれていることが望ましい。<br/>そこで、地方自治体による財源調達手段の多様化に資するレベニュー債の活用を、被災自治体のみならず、全国自治体の傘下の内国法人にも拡充して認めることは妥当である。</p>  |
|   |     | ② 他の支援措置や義務付け等との役割分担 | <p>いずれも他の支援措置や義務付け等はない。</p>  |

|    |                    |                  |   |
|----|--------------------|------------------|---|
|    |                    | ③ 地方公共団体が協力する相当性 | —   |
| 10 | 有識者の見解             |                  | なし  |
| 11 | 前回の事前評価又は事後評価の実施時期 |                  | <p>&lt;海外投資家振替社債利子等非課税制度の恒久化&gt;<br/>平成 21 年 8 月<br/>&lt;日本版レベニュー債の拡充&gt;<br/>平成 23 年 8 月</p> |

